

第 2 章 史跡等の概要

下線部：文言修正

百舌鳥古墳群はわが国最大の古墳である仁徳天皇陵古墳（大山古墳）、第 3 位の履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）などの墳丘長 200m を超える巨大古墳を中心に中小の古墳まで、異なる墳形、規模からなる約 100 基の古墳で構成され、その範囲は堺市内の北西部において東西・南北約 4km に及ぶ。巨大前方後円墳の周囲には、同古墳に付随する古墳や独立する中小の古墳が築かれ、さまざまな規模と形状の古墳が数多く存在するほか、古墳の集中している地域から少し距離をおいて、6 世紀代の築造と想定される地域の首長墓も所在しており、百舌鳥古墳群にはこれらの古墳も含まれている。

また、『日本書紀』において仁徳天皇の陵はこの地で築造されたという、他に例のない具体的な記述が見えるのをはじめ、平安時代中期に編纂された『延喜式』に仁徳天皇の陵を百舌鳥耳原中陵、履中天皇の陵を百舌鳥耳原南陵、反正天皇の陵を百舌鳥耳原北陵と記され、今日に至っていることも大きな特徴と言える。また、これまで巨大古墳の築造が続いた奈良盆地から離れ、大阪湾を望む台地上に造られているということも立地の特徴がある。

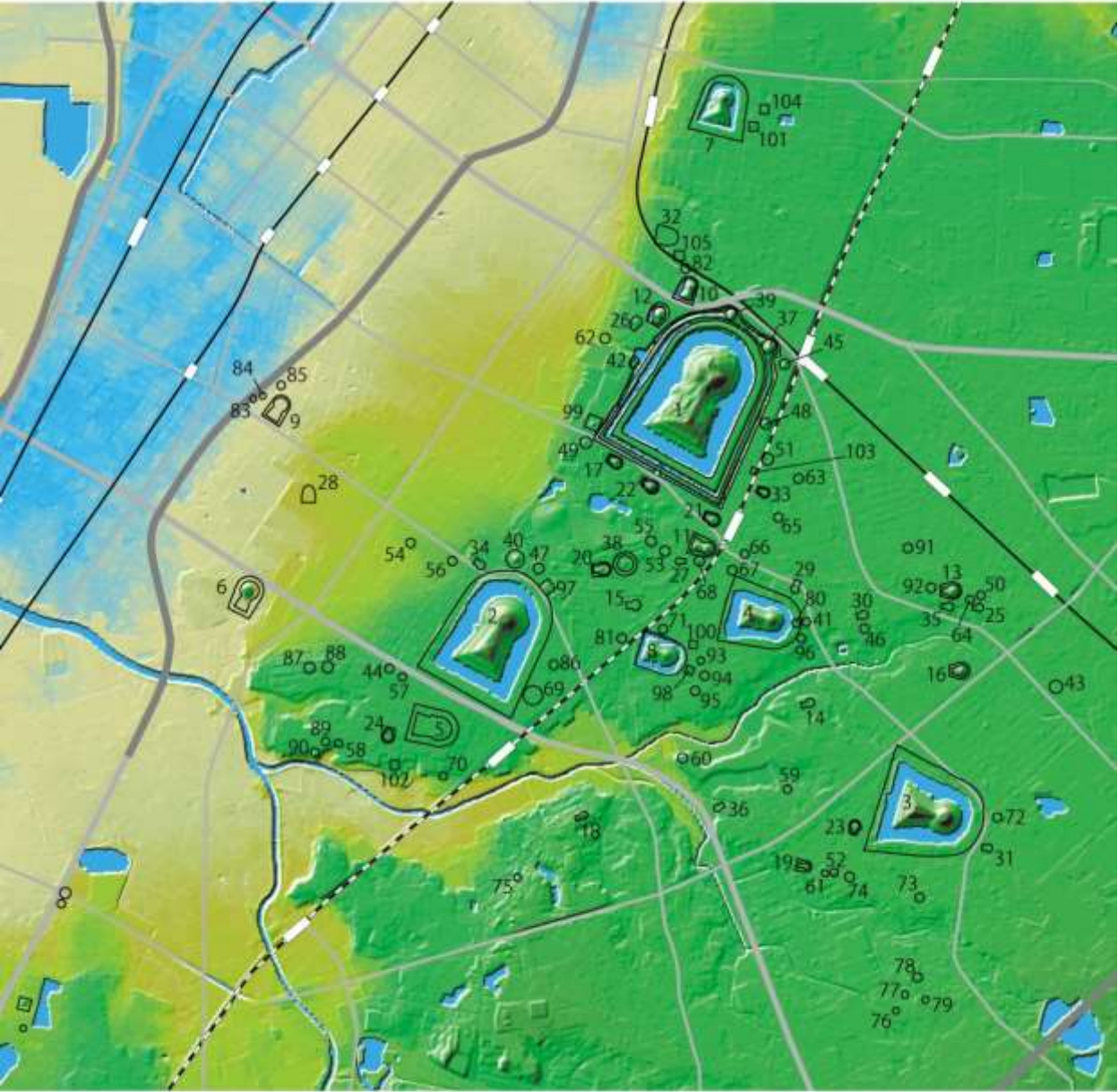
これまでの発掘調査で各古墳から埴輪や土器が出土し、その特徴から本古墳群の造営は 4 世紀後半に始まり、6 世紀前半ごろまで続き、大半の古墳は 5 世紀を中心に築造されていることがわかっている。埋葬施設から出土した遺物には大量の鉄製品、少量ながらも金銅製品やガラス製品がある。鉄製品には武器武具、農具などがある。この時代は、わが国において本格的かつ大量の鉄の使用がはじまり、窯業や滑石製品の生産をはじめとした手工業が発展した。また、各種道具に改良が加えられたことが確認できるという点から、古墳の築造をはじめ多くの土木工事が盛んに行われたことがわかる。さらに、いずれの製品も海外との盛んな交流を物語るものである。百舌鳥古墳群の古墳にはわが国が本格的に国際社会に参入した 5 世紀という時代にわが国を牽引した指導者が埋葬されていることがうかがえる。

群中で最大の仁徳天皇陵古墳（大山古墳）は、巨大な前方後円墳であるのみならず、鍵穴形の前方後円形の墳丘とそれを取巻く周濠の均整の取れた幾何学的な輪郭がしっかり形作られている。こうした主に土の造形物でありながら、1600 年以上たった現在でもその柔らかな造形美を乱すことなく保っていることから、高度な土木技術が当時既にあったことが理解できる。

百舌鳥古墳群が築造された時代は、古代中央集権国家が成立する直前の時代である。人々は膨大なエネルギーを集中して古墳を築造した。古墳の規模と形によって当時の政治・社会の構造を表現した、古墳時代の文化を物語っている。古墳はわが国の成り立ちを考えるうえで、また歴史を正しく理解するうえで欠くことのできない貴重な文化遺産であるのはもちろんのこと、古墳時代の文化の多様性をも示すものでもある。特に各地の古墳の規模がピークになる 5 世紀において、百舌鳥古墳群は規模が頂点に達した古墳で構成されており、古墳群の代表といえる。堺の市街地の中に巨大な古墳が累々と広がる雄大な景観を見ることで、古墳時代に思いを馳せることができる。また、史跡指定時の価値の説明において、「百舌鳥

下線部：本質的価値の保存を明記

古墳群には巨大な前方後円墳だけでなく、中・小型の前方後円墳・円墳・方墳も数多く築かれており、墳丘形態や規模などにおいて格差が明瞭である。これは、当該地域に一大政治集団が存在していたことを示すと共に、有力首長と中小首長層からなる当時の政治的・社会的構造を如実に示していると考えられることから、わが国の古墳群の中でも極めて希有な事例である。また、わが国における古代国家形成期を考える上で、当時の中央政権の状況を知ることのできる極めて重要な古墳群といえる。」とあり、国民共有の財産として1基たりとも損ねてはいけない存在であり、末永く守り伝えていかなければならない。



百舌鳥古墳群分布図

百舌鳥古墳群 古墳一覽表

資料 2-2

第 2 章 史跡等の概要

	No.	古墳名称	墳丘長 m	陵墓・史跡等	指定年月日	備考		No.	古墳名称	墳丘長 m	陵墓・史跡等	指定年月日	備考
前方後円墳	1	仁徳天皇陵古墳 (大山古墳)	486	陵墓		構成資産	円墳	49	狐山古墳	30	陵墓		
	2	履中天皇陵古墳 (ミサンザイ古墳)	365	陵墓		構成資産		50	木下山古墳	30	墳丘削平		
	3	ニサンザイ古墳	290	陵墓・国史跡	H31. 2. 26	構成資産		51	鏡塚古墳	26	国史跡	H26. 3. 18	
	4	御廟山古墳	203	陵墓・国史跡	H30. 10. 15	構成資産		52	ドンチャ山古墳	26	国史跡	H26. 3. 18	陵南中央公園
	5	大塚山古墳	168	墳丘削平				53	原山古墳	25	墳丘削平		大仙公園
	6	乳岡古墳	155	国史跡	S49. 1. 23			54	西酒呑古墳	25	陵墓		
	7	反正天皇陵古墳 (田出井山古墳)	148	陵墓		構成資産		55	鷹塚古墳	21	墳丘削平		大仙公園
	8	いたすけ古墳	146	国史跡	S31. 5. 15	構成資産		56	東酒呑古墳	21	陵墓		
	9	長山古墳	110	墳丘削平				57	経堂古墳	20	陵墓		
	10	永山古墳	104	陵墓・市史跡	H28. 4. 11	構成資産		58	上野芝町2号墳	20	墳丘削平		
	11	長塚古墳	106.4	国史跡	S33. 5. 14 旧法 仮指定 T9. 6. 21	構成資産		59	湯の山古墳	20	墳丘削平		
	12	丸保山古墳	87	陵墓・国史跡	S47. 7. 25	構成資産		60	赤山古墳	20	墳丘削平		
	13	御廟表塚古墳	84.8	国史跡	H26. 3. 18			61	正楽寺山古墳	16	国史跡	H26. 3. 18	陵南中央公園
	14	城ノ山古墳	77	墳丘削平				62	一本松古墳	13	墳丘削平		
	15	銭塚古墳	72	国史跡	H26. 3. 18	構成資産		63	坊主山古墳	10	陵墓		
	16	定の山古墳	69	未指定		城の山公園		64	賀仁山古墳	—	墳丘削平		
	17	竜佐山古墳	61	陵墓・市史跡	H28. 4. 11	大仙公園 構成資産		65	銭塚古墳	—	墳丘削平		
	18	文珠塚古墳	59.1	国史跡	S46. 4. 23			66	八幡塚古墳	—	墳丘削平		
	19	平井塚古墳	58	墳丘削平				67	一本松塚古墳	—	墳丘削平		
	20	旗塚古墳	57.9	国史跡	H26. 3. 18	大仙公園 構成資産		68	狐塚古墳	—	墳丘削平		
	21	収塚古墳	57.7	国史跡	S33. 5. 14 旧法 仮指定 T9. 4. 8	大仙公園 構成資産		69	狐塚古墳	—	墳丘削平		
	22	孫太夫山古墳	56	陵墓・市史跡	H29. 2. 6	大仙公園 構成資産		70	亀塚古墳	—	墳丘削平		
	23	こうじ山古墳	50.5	墳丘削平				71	播磨塚古墳	—	墳丘削平		
	24	かぶと塚古墳	50	未指定				72	聖の塚古墳	—	墳丘削平		
	25	渡矢古墳	45	墳丘削平				73	ツクチ山古墳	—	墳丘削平		
	26	菰山塚古墳	36	陵墓		構成資産		74	文山古墳	—	墳丘削平		
	27	茂右衛門山古墳	30	墳丘削平		大仙公園		75	黄金山塚古墳	—	墳丘削平		
	28	松塚古墳	24.9	陵墓				76	七郎姫古墳	—	墳丘削平		
	29	万代山古墳	—	未指定				77	ハナン山古墳	—	墳丘削平		
	30	万代寺山古墳	—	墳丘削平				78	土山古墳	—	墳丘削平		
	31	経塚古墳	—	墳丘削平				79	ギンベ山古墳	—	墳丘削平		
	32	榎古墳	—	墳丘削平				80	百舌鳥赤畑町1号墳	—	墳丘削平		
	33	鷗塚古墳 (無名塚 3号墳)	—	墳丘削平				81	東上野芝町1号墳	—	未指定		
	34	無名塚 7号墳	—	墳丘削平				82	無名塚 2号墳	—	墳丘削平		
	35	無名塚 18号墳	—	墳丘削平				83	無名塚 4号墳	—	墳丘削平		
	36	ナゲ塚古墳 (無名塚 23号墳)	—	墳丘削平				84	無名塚 5号墳	—	墳丘削平		
円墳	37	大安寺山古墳	62	陵墓		構成資産	前方墳	85	無名塚 6号墳	—	墳丘削平		
	38	グワショウ坊古墳	61	国史跡	H26. 3. 18	大仙公園		86	石塚 (無名塚 10号墳)	—	墳丘削平		
	39	茶山古墳	56	陵墓		構成資産		87	無名塚 12号墳	—	墳丘削平		
	40	七観山古墳 (七観古墳)	56	墳丘削平		大仙公園		88	狐塚古墳 (無名塚 13号墳)	—	墳丘削平		
	41	カトンボ山古墳	50	墳丘削平				89	無名塚 14号墳	—	墳丘削平		
	42	樋の谷古墳	47	陵墓				90	無名塚 15号墳	—	墳丘削平		
	43	厄塚古墳	46	墳丘削平				91	無名塚 16号墳	—	墳丘削平		
	44	旅塚古墳	35	墳丘削平				92	無名塚 17号墳	—	墳丘削平		
	45	源右衛門山古墳	34	陵墓		構成資産		93	無名塚 19号墳	—	墳丘削平		
	46	鎮守山塚古墳	34	未指定				94	無名塚 20号墳	—	墳丘削平		
	47	七観音古墳	32.5	国史跡	H26. 3. 18	大仙公園 構成資産		95	無名塚 21号墳	—	墳丘削平		
	48	塚廻古墳	32	国史跡	S33. 5. 14 旧法 仮指定 T9. 4. 22	構成資産		96	無名塚 22号墳	—	墳丘削平		
円墳							97	寺山南山古墳	44.8	国史跡	H26. 3. 18	大仙公園(計画) 構成資産	
							98	善右エ門山古墳	28	国史跡	H26. 3. 18	構成資産	
							99	鯉龜山古墳	26	陵墓		構成資産	
							100	吾呂茂塚古墳	25	墳丘削平			
							101	鈴山古墳	22	陵墓			
							102	上野芝町1号墳	20	墳丘削平			
							103	百舌鳥夕雲町1号墳 (旧称夕雲1丁南古墳)	17	墳丘削平			
						104	天王古墳	11	陵墓				
						105	無名塚 1号墳	—	墳丘削平				

保存活用計画対象史跡表

番号	古墳名	墳形	墳長m	所在地	所有者	指定年月日
1	いたすけ古墳	前方後円墳	146	堺市北区百舌鳥本町 3 丁	堺市	S31. 5. 15
2	長塚古墳	前方後円墳	106. 4	堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁	堺市	S33. 5. 14
3	収塚古墳	前方後円墳	57. 7	堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁	堺市	S33. 5. 14
4	塚廻古墳	円墳	32	堺市堺区百舌鳥夕雲町 1 丁	堺市	S33. 5. 14
5	文珠塚古墳	前方後円墳	59. 1	堺市西区上野芝向ヶ丘町 1 丁	堺市	S46. 4. 23
6	丸保山古墳	前方後円墳	87	堺市堺区北丸保園	堺市 国	S47. 7. 25
7	乳岡古墳	前方後円墳	155	堺市堺区石津町 2 丁	堺市	S49. 1. 23 H28. 3. 1
8	御廟表塚古墳	前方後円墳	84. 8	堺市北区中百舌鳥町 4 丁	堺市	H26. 3. 18
9	ドンチャ山古墳	円墳	26	堺市北区百舌鳥陵南町 3 丁	堺市	H26. 3. 18
10	正楽寺山古墳	円墳	16	堺市北区百舌鳥陵南町 3 丁	堺市	H26. 3. 18
11	鏡塚古墳	円墳	26	堺市北区百舌鳥赤畑町 2 丁	個人 堺市	H26. 3. 18
12	善右エ門山古墳	方墳	28	堺市北区百舌鳥本町 3 丁	個人	H26. 3. 18
13	銭塚古墳	前方後円墳	72	堺市堺区東上野芝町 1 丁	大阪府	H26. 3. 18
14	グワショウ坊古墳	円墳	長径 61 短径 56	堺市堺区百舌鳥夕雲町 3 丁	堺市	H26. 3. 18
15	旗塚古墳	前方後円墳	57. 9	堺市堺区百舌鳥夕雲町 3 丁	堺市	H26. 3. 18
16	寺山南山古墳	方墳	長辺 44. 8 短辺 36. 3	堺市西区上野芝町 1 丁	堺市	H26. 3. 18
17	七観音古墳	円墳	32. 5	堺市堺区旭ヶ丘北町 5 丁	堺市	H26. 3. 18
18	御廟山古墳内濠	前方後円墳	203	堺市北区百舌鳥本町 1 丁	堺市	H30. 10. 15
19	ニサンザイ古墳内濠	前方後円墳	300. 3	堺市北区百舌鳥西之町 3 丁	堺市	H31. 2. 26



1 いたすけ古墳	2 長塚古墳	3 収塚古墳	4 塚廻古墳	5 文珠塚古墳
6 丸保山古墳	7 乳岡古墳	8 御廟表塚古墳	9 ドンチャ山古墳	10 正楽寺山古墳
11 鏡塚古墳	12 善右エ門山古墳	13 銭塚古墳	14 グワショウ坊古墳	15 旗塚古墳
16 寺山南山古墳	17 七観音古墳	18 御廟山古墳内濠	19 ニサンザイ古墳内濠	

国指定史跡百舌鳥古墳群の保存活用計画対象古墳

下線部：文言の修正・加筆

1. 指定に至る経緯

百舌鳥古墳群は、市の中心部にあり、都市化の波にさらされていることから、多くの古墳が失われ、現在は 44 基の古墳が残るのみである。第 2 次世界大戦以前、本古墳群の範囲では都市近郊の田園風景が広がり、古墳とその周辺を取巻く環境は比較的良好であった。しかしながら、戦後の戦災復興期において数多くの古墳が姿を消していくこととなり、市街化が徐々に進んできた。そうした中で、民間主導ではあったが、昭和 30 年のいたすけ古墳の保存運動を契機として古墳に対する保護の意識は広がりを見せた。昭和 31 年のいたすけ古墳の史跡指定以後、本市による古墳群の保存の動きは続き、単独ではあったが古墳個々の史跡指定を進めた。

いたすけ古墳は、土砂の採取と住宅建設という開発危機に際し、市民による保存運動がおこり、昭和 30 年 11 月 14 日大阪府による仮指定を経て昭和 31 年 5 月 15 日に、「百舌鳥古墳群でも主要な地位を占めるものであり、保存状態もきわめて良好で、日本の古墳文化を考える上でも価値深いものである」ことから史跡指定され保全が図られた。

塚廻古墳、収塚古墳、長塚古墳は、大正 9 年に文化財保護法の前身である史蹟名勝天然紀念物保存法で仮指定されたが、仮指定から本指定に指定替えされることはなかった。文化財保護法施行後、市街地拡大による農地の宅地化などで古墳の破壊が進む状況の中で昭和 33 年 5 月 14 日にそれぞれ、「百舌鳥古墳群の一として重要である」ことから史跡指定され保全が図られた。史蹟名勝天然紀念物保存法での仮指定は、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の周辺の古墳のうち、宮内庁が陵墓として編入することができなかった古墳を保護する意味があったと解される。史跡指定後、宮内庁は、3 基の古墳を直接管理するために本市との土地交換を計画するが、条件などが合わず実現していない。

昭和 40 年代になると文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳に開発の計画がなされる中で、文珠塚古墳が昭和 46 年 4 月 23 日、丸保山古墳が昭和 47 年 7 月 25 日、乳岡古墳が昭和 49 年 1 月 23 日に史跡指定され、公有化が図られた。

昭和 50 年代以降は新たな史跡指定は行われてこなかったが、昭和 60 年代に前方部の一部が残存していた大塚山古墳や堺区陵西通に所在する一本松古墳では、開発の計画がなされ記録保存の後に墳丘は消滅した。平成 10 年代に入り百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録をめざす動きの中で、百舌鳥古墳群に対する保護の意識が再び広がりを見せることとなった。

平成 26 年 3 月、これまでに史跡指定を受けた 7 基とともに統合し、大型前方後円墳と中小古墳を一体的に保全するために鏡塚古墳をはじめグワシヨウ坊古墳、御廟表塚古墳、七観音古墳、正楽寺山古墳、銭塚古墳、善右エ門山古墳、寺山南山古墳、ドンチャ山古墳と旗塚古墳の 10 基を追加指定、統合し、これらを一括して国指定史跡「百舌鳥古墳群」の指定名称を与えることにより、貴重な歴史遺産である百舌鳥古墳群の一体的な保全が図られるようになった。

百舌鳥古墳群の指定に向けた取組みと並行して保存管理計画策定をすすめ、平成 27 年 3 月に「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」を策定し、史跡の適正な保存管理の方向性を

示した。この計画に基づき、保存上特に重要な部分及び史跡の維持管理や活用に必要な部分を優先して追加指定、公有化を行ってきた。また、墳丘のみが陵墓で周濠が存する場合、可視できる濠の保存活用の課題解決に向け、市文化財保護条例に基づく史跡として孫太夫山古墳、永山古墳、竜佐山古墳の周濠を指定した。さらに御廟山古墳、ニサンザイ古墳の周濠を内濠として文化財保護法に基づき追加指定された。これにより、法令の定めるところで陵墓の残存する濠の保全が図られることになった。

○百舌鳥古墳群の指定に関する年表

指定年月日	名称	告示番号
昭和 31 年 5 月 15 日	① いたすけ古墳 史跡指定	文化財保護委員会告示第 20 号
昭和 33 年 5 月 14 日	② 長塚古墳 史跡指定	文化財保護委員会告示第 44 号
昭和 33 年 5 月 14 日	③ 収塚古墳 史跡指定	文化財保護委員会告示第 44 号
昭和 33 年 5 月 14 日	④ 塚廻古墳 史跡指定	文化財保護委員会告示第 44 号
昭和 46 年 4 月 23 日	⑤ 文珠塚古墳 史跡指定	文部省告示第 122 号
昭和 47 年 7 月 25 日	⑥ 丸保山古墳 史跡指定	文部省告示第 113 号
昭和 49 年 1 月 23 日	⑦ 乳岡古墳 史跡指定	文部省告示第 6 号
平成 26 年 3 月 18 日	百舌鳥古墳群 ① いたすけ古墳 ② 長塚古墳 ③ 収塚古墳 ④ 塚廻古墳 ⑤ 文珠塚古墳 ⑥ 丸保山古墳 ⑦ 乳岡古墳 ⑧ 御廟表塚古墳 ⑨ ドンチャ山古墳 ⑩ 正楽寺山古墳 ⑪ 鏡塚古墳 ⑫ 善右エ門山古墳 ⑬ 銭塚古墳 ⑭ グワショウ坊古墳 ⑮ 旗塚古墳	文部科学省告示第 34 号

	⑯ 寺山南山古墳 ⑰ 七観音古墳 統合・追加指定・名称変更	
平成 28 年 3 月 1 日	百舌鳥古墳群 ⑧ 乳岡古墳 追加指定	文部科学省告示第 35 号
平成 30 年 10 月 15 日	百舌鳥古墳群 ⑱ 御廟山古墳内濠 追加指定・名称変更	文部科学省告示第 193 号
平成 31 年 2 月 26 日	百舌鳥古墳群 ⑲ ニサンザイ古墳内濠 追加指定・名称変更	文部科学省告示第 25 号

(1) 指定告示 (2) 指定説明文とその範囲
冒頭の文書を整理

2. 史跡指定の状況

(1) 指定告示

指定にかかる史跡百舌鳥古墳群及び各史跡古墳の告示内容は以下の通りである。

名 称	百舌鳥古墳群 いたすけ古墳 長塚古墳 収塚古墳 塚廻古墳 文珠塚古墳 丸保山古墳 乳岡古墳 御廟表塚古墳 ドンチャ山古墳 正楽寺山古墳 鏡塚古墳 善右エ門山古墳 銭塚古墳 グワショウ坊古墳 旗塚古墳 寺山南山古墳 七観音古墳 御廟山古墳内濠 ニサンザイ古墳内濠
種 別	古墳
員 数	19期
指 定 種 別、 年月日及び告示番号	平成26年3月18日 (統合・追加・名称変更) 文部科学省告示第34号 平成28年3月1日 (追加 乳岡古墳) 文部科学省告示第35号 平成30年10月15日 (追加・名称変更 御廟山古墳内濠) 文部科学省告示第193号 平成31年2月26日 (追加・名称変更 ニサンザイ古墳内濠) 文部科学省告示第25号

- ①いたすけ古墳 指定告示内容
- | | |
|---------|--|
| 種 別 | 史跡 指定 |
| 名 称 | いたすけ古墳 |
| 所在地 | 大阪府堺市百舌鳥高田町 (現在 北区百舌鳥本町3丁) |
| 地 域 | 393番の1, 394番 (現在 340, 339 - 1, 339 - 2, 338) |
| 指定年月日 | 昭和31年5月15日 |
| 告 示 番 号 | 文化財保護委員会告示第20号 (官報第8811号) |
| 種 別 | 史跡 統合・名称変更 |
| 名 称 | 百舌鳥古墳群 いたすけ古墳 |
| 指定年月日 | 平成26年3月18日 |
| 告 示 番 号 | 文部科学省告示第34号 (官報号外第55号) |
- ②^{ながつか}長塚古墳 指定告示内容
- | | |
|---------|-----------------------------|
| 種 別 | 史跡 指定 |
| 名 称 | 長塚古墳 |
| 所在地 | 大阪府堺市百舌鳥高田町 (現在 堺区百舌鳥夕雲町2丁) |
| 地 域 | 676番 (現在 260 - 1~260 - 5) |
| 指定年月日 | 昭和33年5月14日 |
| 告 示 番 号 | 文化財保護委員会告示第44号 (官報9414号) |
| 種 別 | 史跡 統合・名称変更 |
| 名 称 | 百舌鳥古墳群 長塚古墳 |
| 指定年月日 | 平成26年3月18日 |
| 告 示 番 号 | 文部科学省告示第34号 (官報号外第55号) |
- ③^{おさめづか}収塚古墳 指定告示内容
- | | |
|---------|-----------------------------|
| 種 別 | 史跡 指定 |
| 名 称 | 収塚古墳 |
| 所在地 | 大阪府堺市百舌鳥高田町 (現在 堺区百舌鳥夕雲町2丁) |
| 地 域 | 683 (現在 149) |
| 指定年月日 | 昭和33年5月14日 |
| 告 示 番 号 | 文化財保護委員会告示第44号 (官報9414号) |
| 種 別 | 史跡 統合・名称変更 |
| 名 称 | 百舌鳥古墳群 収塚古墳 |
| 指定年月日 | 平成26年3月18日 |
| 告 示 番 号 | 文部科学省告示第34号 (官報号外第55号) |

- ④塚廻古墳^{づかまわり} 指定告示内容
- 種別 史跡 指定
- 名称 塚廻古墳
- 所在地 大阪府堺市百舌鳥赤畑町 (現在 堺区百舌鳥夕雲町1丁)
- 地域 145 (現在 27)
- 指定年月日 昭和33年5月14日
- 告示番号 文化財保護委員会告示第44号 (官報9414号)
- 種別 史跡 統合・名称変更
- 名称 百舌鳥古墳群 塚廻古墳
- 指定年月日 平成26年3月18日
- 告示番号 文部科学省告示第34号 (官報号外第55号)
-
- ⑤文珠塚古墳^{ぶんじゆづか} 指定告示内容
- 種別 史跡 指定
- 名称 文珠塚古墳
- 所在地 大阪府堺市上野芝町向ヶ丘町1丁 (現在 西区上野芝向ヶ丘町1丁)
- 地域 773-1, 773-2 (現在 772-3)
- 指定年月日 昭和46年4月23日
- 告示番号 文部省告示第122号 (官報第13301号)
- 種別 史跡 統合・名称変更
- 名称 百舌鳥古墳群 文珠塚古墳
- 指定年月日 平成26年3月18日
- 告示番号 文部科学省告示第34号 (官報号外第55号)
-
- ⑥丸保山古墳^{まるほやま} 指定告示内容
- 種別 史跡 指定
- 名称 丸保山古墳
- 所在地 大阪府堺市北丸保園 (現在 堺区北丸保園)
- 地域 30, 31-1, 31-2, 32
- 指定年月日 昭和47年7月25日
- 告示番号 文部省告示第113号 (官報第13676号)
- 種別 史跡 統合・名称変更
- 名称 百舌鳥古墳群 丸保山古墳
- 指定年月日 平成26年3月18日
- 告示番号 文部科学省告示第34号 (官報号外第55号)

⑦ ^{ちのおか} 乳岡古墳	指定告示内容
種 別	史跡 指定
名 称	乳岡古墳
所在地	大阪府堺市石津町（現在 堺区石津町2丁）
地 域	620-1, 620-2, 634（現在 620-1, 620-2, -34, -35, 36, -37, -38, -39, 634）
指定年月日	昭和49年1月23日
告示番号	文部省告示第6号（官報第14119号）
種 別	史跡 統合・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 乳岡古墳
指定年月日	平成26年3月18日
告示番号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）
種 別	史跡 追加指定
名 称	百舌鳥古墳群 乳岡古墳
所在地	大阪府堺市堺区石津町2丁
地 域	609-26, 609-27, 609-28
指定年月日	平成28年3月1日
告示番号	文部科学省告示第35号（官報号外第46号）
⑧ ^{ごびょうおもてづか} 御廟表塚古墳	指定告示内容
種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 御廟表塚古墳
所在地	大阪府堺市北区中百舌鳥町4丁
地 域	536番6のうち実測304.49㎡、543番1のうち実測351.45㎡、546番
指定年月日	平成26年3月18日
告示番号	文部科学省告示第34号（官報号外第55号）
種 別	史跡 統合・名称変更

- ⑨ ドンチャ山古墳 指定告示内容
- | | | |
|-------|---|--------------|
| 種 別 | 史跡 | 統合・追加指定・名称変更 |
| 名 称 | 百舌鳥古墳群 | ドンチャ山古墳 |
| 所在地 | 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町3丁 | |
| 地 域 | 国土調査法(昭和26年法律第180号)による第VI座標系を基準とするAN0509地点(X=-161345.464m Y=-46425.787m)、AN0510地点(X=-161353.190m Y=-46418.038m)、AN0511地点(X=-161364.132m Y=-46418.022m)、AN0512地点(X=-161371.880m Y=-46425.748m)、AN0513地点(X=-161371.896m Y=-46436.690m)、AN0514地点(X=-161364.170m Y=-46444.438m)、AN0515地点(X=-161353.229m Y=-46444.454m)、AN0516地点(X=-161345.480m Y=-46436.728m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 | |
| 指定年月日 | 平成26年3月18日 | |
| 告示番号 | 文部科学省告示第34号(官報号外第55号) | |
- ⑩ 正楽寺山古墳 指定告示内容
- | | | |
|-------|---|--------------|
| 種 別 | 史跡 | 統合・追加指定・名称変更 |
| 名 称 | 百舌鳥古墳群 | 正楽寺山古墳 |
| 所在地 | 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町3丁 | |
| 地 域 | 国土調査法による第VI座標系を基準とするAN0501地点(X=-161348.865m Y=-46458.714m)、AN0502地点(X=-161355.752m Y=-46451.810m)、AN0503地点(X=-161365.504m Y=-46451.799m)、AN0504地点(X=-161372.408m Y=-46458.686m)、AN0505地点(X=-161372.419m Y=-46468.438m)、AN0506地点(X=-161365.532m Y=-46475.342m)、AN0507地点(X=-161355.780m Y=-46475.353m)、AN0508地点(X=-161348.876m Y=-46468.466m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 | |
| 指定年月日 | 平成26年3月18日 | |
| 告示番号 | 文部科学省告示第34号(官報号外第55号) | |

⑪鏡塚古墳	指定告示内容
種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 鏡塚古墳
所在地	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町2丁
地 域	国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするA H0202地点(X=-159469.617m Y=-46739.480m)、K O0215地点(X=-159469.002m Y=-46737.418m)、K O0216地点(X=-159468.749m Y=-46737.258m)、A H0203地点(X=-159472.322m Y=-46732.072m)、A H0204地点(X=-159474.472m Y=-46729.874m)、A H0205地点(X=-159477.332m Y=-46728.720m)、A H0206地点(X=-159481.301m Y=-46728.306m)、A H0207地点(X=-159485.182m Y=-46730.195m)、A H0208地点(X=-159487.717m Y=-46732.318m)、K O0213地点(X=-159487.989m Y=-46732.723m)、A H0209地点(X=-159489.444m Y=-46734.895m)、A H0210地点(X=-159490.448m Y=-46738.382m)、A H0211地点(X=-159488.713m Y=-46742.773m)、K O0211地点(X=-159487.861m Y=-46744.693m)、A H0201地点(X=-159486.234m Y=-46746.177m)、K O0212地点(X=-159483.161m Y=-46744.938m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
指定年月日	平成26年3月18日
告示番号	文部科学省告示第34号(官報号外第55号)
⑫善右エ門山古墳	指定告示内容
種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 善右エ門山古墳
所在地	大阪府堺市北区百舌鳥本町3丁
地 域	国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とする432地点(X=-160458.625m Y=-47118.492m)、H E04395地点(X=-160445.679m Y=-47119.910m)、K O0415地点(X=-160416.178m Y=-47093.812m)、A H0404地点(X=-160432.323m Y=-47090.130m)、A H0403地点(X=-160431.839m Y=-47088.029m)、A H0402地点(X=-160437.811m Y=-47082.911m)、K O0413地点(X=-160441.533m Y=-47080.437m)、K O0403地点(X=-160446.334m Y=-47077.247m)、K O0414地点(X=-160454.016m Y=-47088.548m)、K O0412地点(X=-160455.747m Y=-47091.093m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
指定年月日	平成26年3月18日
告示番号	文部科学省告示第34号(官報号外第55号)

⑬ 銭塚古墳	指定告示内容
種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 銭塚古墳
所在地	大阪府堺市堺区東上野芝町1丁
地 域	<p>国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とする A H0302地点 (X=-160172.995m Y=-47365.990m)、E N0364地点 (X=-160153.199m Y=-47368.963m)、E N0363地点 (X=-160150.891m Y=-47369.181m)、A H0301地点 (X=-160131.012m Y=-47370.986m)、E N0334地点 (X=-160130.993m Y=-47346.058m)、K O0302地点 (X=-160123.901m Y=-47340.119m)、K O0303地点 (X=-160119.234m Y=-47332.134m)、K O0304地点 (X=-160117.760m Y=-47323.002m)、K O0305地点 (X=-160119.649m Y=-47313.948m)、K O0306地点 (X=-160124.456m Y=-47306.045m)、K O0307地点 (X=-160131.639m Y=-47300.217m)、K O0308地点 (X=-160140.344m Y=-47297.089m)、K O0309地点 (X=-160149.592m Y=-47297.285m)、K O0310地点 (X=-160158.224m Y=-47300.611m)、K O0311地点 (X=-160165.213m Y=-47306.670m)、K O0312地点 (X=-160169.706m Y=-47314.755m)、K O0313地点 (X=-160171.222m Y=-47323.880m)、K O0314地点 (X=-160169.650m Y=-47332.996m)、E N0348地点 (X=-160164.977m Y=-47340.988m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。</p>
指定年月日	平成26年3月18日
告示番号	文部科学省告示第34号 (官報号外第55号)

⑭	グワシヨウ坊古墳	指定告示内容
種 別	史跡	統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群	グワシヨウ坊古墳
所在地	大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町3丁	
地 域	国土調査法による第VI座標系を基準とするA2-1地点(X=-159913.731m Y=-47386.084m)、A3-1地点(X=-159931.110m Y=-47410.576m)、96H地点(X=-159951.087m Y=-47419.354m)、A4-1地点(X=-159952.699m Y=-47420.093m)、124H地点(X=-159975.869m Y=-47413.122m)、A5-1地点(X=-159978.432m Y=-47412.350m)、A6-1地点(X=-159996.984m Y=-47385.373m)、109H地点(X=-159996.909m Y=-47380.650m)、108H地点(X=-159996.835m Y=-47375.989m)、107H地点(X=-159996.746m Y=-47370.379m)、A7-1地点(X=-159996.537m Y=-47357.225m)、106H地点(X=-159987.913m Y=-47345.285m)、131H地点(X=-159986.761m Y=-47343.691m)、A8-1地点(X=-159979.751m Y=-47333.985m)、105H地点(X=-159976.091m Y=-47332.653m)、104H地点(X=-159975.094m Y=-47332.290m)、103H地点(X=-159970.617m Y=-47330.661m)、102H地点(X=-159961.730m Y=-47327.428m)、A9-1地点(X=-159956.286m Y=-47325.446m)、A10-1地点(X=-159929.327m Y=-47334.205m)、98H地点(X=-159924.078m Y=-47341.507m)、A11-1地点(X=-159911.935m Y=-47358.397m)、97H地点(X=-159913.502m Y=-47382.555m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。	
指定年月日	平成26年3月18日	
告示番号	文部科学省告示第34号 (官報号外第55号)	

⑮旗塚古墳	指定告示内容
種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 旗塚古墳
所在地	大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町3丁
地 域	国土調査法による第VI座標系を基準とする03H地点(X=-159964.766m Y=-47525.332m)、02H地点(X=-159999.209m Y=-47522.175m)、01H地点(X=-160009.267m Y=-47521.253m)、47H地点(X=-160013.087m Y=-47468.209m)、12H地点(X=-160013.375m Y=-47464.216m)、11H地点(X=-160007.105m Y=-47454.363m)、10H地点(X=-160000.279m Y=-47450.613m)、09H地点(X=-159994.871m Y=-47447.647m)、08H地点(X=-159991.062m Y=-47445.558m)、07H地点(X=-159970.515m Y=-47449.047m)、06H地点(X=-159964.394m Y=-47456.213m)、05H地点(X=-159958.170m Y=-47463.499m)、04H地点(X=-159956.101m Y=-47477.047m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
指定年月日	平成26年3月18日
告示番号	文部科学省告示第34号(官報号外第55号)

⑮寺山南山古墳	指定告示内容
種 別	史跡 統合・追加指定・名称変更
名 称	百舌鳥古墳群 寺山南山古墳
所在地	大阪府堺市西区上野芝町1丁
地 域	国土調査法による第VI座標系を基準とするK O 0101地点(X=-160062.748m Y=-47759.462m)、K O 0102地点(X=-160058.352m Y=-47754.195m)、K O 0103地点(X=-160055.894m Y=-47751.250m)、K O 0104地点(X=-160052.805m Y=-47747.549m)、K O 0105地点(X=-160052.033m Y=-47746.624m)、A N 0102地点(X=-160021.415m Y=-47709.938m)、K O 0106地点(X=-160025.809m Y=-47706.265m)、K O 0107地点(X=-160028.359m Y=-47704.134m)、A N 0103地点(X=-160065.354m Y=-47673.214m)、K O 0108地点(X=-160092.987m Y=-47706.061m)、K O 0109地点(X=-160096.253m Y=-47709.943m)、K O 0110地点(X=-160116.385m Y=-47733.874m)、K 8106 X地点(X=-160103.018m Y=-47740.538m)、K 8107 X地点(X=-160088.394m Y=-47747.829m)、K 8108 X地点(X=-160074.925m Y=-47754.545m)、K 8001 P地点(X=-160067.768m Y=-47758.113m)、K 8002 K地点(X=-160062.962m Y=-47759.413m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
指定年月日	平成26年3月18日
告示番号	文部科学省告示第34号(官報号外第55号)

- ⑰七観音古墳 指定告示内容
- | | |
|-------|--|
| 種 別 | 史跡 統合・追加指定・名称変更 |
| 名 称 | 百舌鳥古墳群 七観音古墳 |
| 所在地 | 大阪府堺市堺区旭ヶ丘北町5丁 |
| 地 域 | 国土調査法による第VI座標系を基準とする S 2-1地点(X=-159961.829m Y=-47748.764m)、S 3-1地点(X=-159961.829m Y=-47762.562m)、S 4-1地点(X=-159970.953m Y=-47771.684m)、S 5-1地点(X=-159985.002m Y=-47771.684m)、S 6-1地点(X=-159994.016m Y=-47762.670m)、S 7-1地点(X=-159994.016m Y=-47748.015m)、S 8-1地点(X=-159985.148m Y=-47739.147m)、K S 9-1地点(X=-159971.445m Y=-47739.147m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 |
| 指定年月日 | 平成26年3月18日 |
| 告示番号 | 文部科学省告示第34号 (官報号外第55号) |
- ⑱御廟山古墳内濠 指定告示内容
- | | |
|-------|--------------------------|
| 種 別 | 史跡 統合・追加指定・名称変更 |
| 名 称 | 百舌鳥古墳群 御廟山古墳内濠 |
| 所在地 | 大阪府堺市北区百舌鳥本町1丁 |
| 地 域 | 20-1, 21-7 |
| 指定年月日 | 平成30年10月15日 |
| 告示番号 | 文部科学省告示第193号 (官報号外第226号) |
- ⑲ニサンザイ古墳内濠 指定告示内容
- | | |
|-------|--|
| 種 別 | 史跡 統合・追加指定・名称変更 |
| 名 称 | 百舌鳥古墳群 ニサンザイ古墳内濠 |
| 所在地 | 大阪府堺市北区百舌鳥西之町3丁 |
| 地 域 | 420-1のうち実測61172.29㎡, 424-2のうち実測177.00㎡ |
| 指定年月日 | 平成31年2月26日 |
| 告示番号 | 文部科学省告示第25号 (官報号外第36号) |

(1) 指定告示 (2) 指定説明文とその範囲の文言を整理

(2) 指定説明文とその範囲

史跡百舌鳥古墳群、各古墳の指定時の説明文並びに指定範囲図を以下に明示する。

名 称 : 百舌鳥古墳群
 いたすけ古墳 長塚古墳 収塚古墳 塚廻古墳 文珠塚古墳
 丸保山古墳 乳岡古墳 御廟表塚古墳 ドンチャ山古墳
 正楽寺山古墳 鏡塚古墳 善右エ門山古墳 銭塚古墳
 グワショウ坊古墳 旗塚古墳 寺山南山古墳 七観音古墳
 御廟山古墳内濠 ニサンザイ古墳内濠

員 数 : 19基

指 定 面 積 : 170,345.36 m² 指定当時 68226.6 m²
 平成 28 年 3 月 1 日追加指定乳岡古墳 358.74 m²
 平成 30 年 10 月 15 日追加指定御廟山古墳内濠 34866.30 m²
 平成 31 年 2 月 26 日追加指定ニサンザイ古墳内濠 61349.29 m²

所 有 者 : 堺市、国、大阪府、個人

指定時の説明文、大阪府の文化財、月刊文化財の指定説明文を抜粋
 これらを基に第 3 章本質的価値を整理。

指定年月日	名称	告示番号
昭和 31 年 5 月 15 日	いたすけ古墳	文化財保護委員会告示第 20 号
<p>字板鶴と称せられる地に有する。前方部を西に面して営まれた前方後円墳で主軸の長さ約 140m を有する宏壮な墳丘をなしている。封土は三段に築成され、くびれ部の南側には造り出しが残存し、周囲に堀がめぐらされている。仁徳天皇陵、履中天皇陵を中心とする百舌鳥古墳群の中においても主要な地位を占めるものであり、保存の状態もきわめて良好であり、わが国の古墳文化を考える上に価値深いものがある。</p>		
昭和 33 年 5 月 14 日	長塚古墳	文化財保護委員会告示第 44 号
<p>仁徳天皇陵の東南に近接して存在する。前方部をほぼ西に面する前方後円墳で、主軸の長さ約 100m を有し、まわりに堀の跡をとどめる。ほぼ旧規を存しており、百舌鳥古墳群の一として重要である。</p>		
昭和 33 年 5 月 14 日	収塚古墳	文化財保護委員会告示第 44 号
<p>仁徳天皇陵の東南に近接して存する。基底径約 40m、高さ約 4.5m の円墳をなし、北がわに堀の痕跡をとどめている。墳丘は低平でやや旧規を損なうも百舌鳥古墳群の一として重要である。</p>		
昭和 33 年 5 月 14 日	塚廻古墳	文化財保護委員会告示第 44 号
<p>仁徳天皇陵の東方に近接して存する。基底径約 30m、高さ約 9.5m の円墳をなし、周囲に円筒埴輪列がめぐらされている。明治 45 年 6 月坪井正五郎博士、柴田常恵氏等によって発掘され封土深く剝いた丸木船状の木材施設があることがたしかめられ、鏡、刀、剣、勾玉、管玉、棗玉、丸玉、小玉等が発見された。 百舌鳥古墳群の一として重要な存在をなすものである。</p>		

昭和 37 年 3 月 31 日	いたすけ古墳	『大阪府の文化財』大阪府教育委員会
<p>国鉄阪和線の中にして西の履中天皇陵と相對し、百舌鳥駅と上野芝駅との中間、線路東側に位置している。この地は洪積層の丘阜性台地の一部で、古典に河内石津原また百舌鳥耳原としてみえるところである。</p> <p>古墳は主軸を東西にして、西面して営まれ、くびれ部には造出しがある。東西の長さ約一〇〇米、幅約五〇米、高一〇米強を測る。その墳丘は三段築成になるもので、それが水を湛えた外濠で取囲まれているが、この濠は所在地たる高田町部落の灌漑用水地となっている。現在における墳丘の林相は数種の松とくさぎなどの雑木のほかに竹藪となっている。古老の話ではかつては老松が繁茂していたが、五位鷲のために枯死したので、所有者が竹を植えて今日のように茂ってきたものであるという。墳丘には円筒埴輪の圍繞がみられ、形象埴輪の樹立もあって、その後円部頂上から兜形埴輪の発見せられたことがあった。</p> <p>世界第一の大墳墓たる仁徳天皇陵を含む百舌鳥古墳群を構成する主要な一墳であり、履中天皇陵の前方にあった大塚山古墳をはじめ附近にあった多くの古墳が取壊された今日、民有として、最大の古墳たる点において、またこの古墳を含む百舌鳥古墳群が古代史の最盛期を、文献を外にして如実に物語っているものとして、古市古墳群と相並んで日本における随一のものである。</p>		
昭和 46 年 4 月 23 日	文珠塚古墳	文部省告示第 122 号
<p>国鉄阪和線の上野芝駅の南方にあり、履中天皇陵の位置する台地の南方、石津川の支流を隔てた丘陵上に位置する前方後円墳である。墳丘の全長は約 70m、前方部は幅約 35m、高さ約 5m、後円部は直径約 35m、高さ約 6m であるが、墳丘上に葺石、埴輪は認められず、内部主体、周濠などについては明らかにされていない。</p> <p>この古墳は、丘陵の最高所に位置しているなどの占地条件からして、この百舌鳥野南古墳群の中の主墳として位置づけられる性格をもつものと考えられる。</p> <p>現在、すでに古墳群としての形態は失われてはいるが、和泉地方における数少ない群集墳の主墳と目される古墳であり、学術上価値の高いものである。</p>		
昭和 47 年 7 月 25 日	丸保山古墳	文部省告示第 113 号
<p>仁徳天皇陵の西北、御陵の外堤の西約 30m にある全長 80m、後円部径 60m、前方部幅 50m の前方後円墳で、幅約 10m の外濠をめぐらしている。前方部は早くから削平されていたが、その旧規はよく遺されている。</p>		
昭和 49 年 1 月 23 日	乳岡古墳	文部省告示第 6 号
<p>わが国最大の古墳群である百舌鳥古墳群の最も西南に位置する大形の前方後円墳である。墳丘は前方部を西南に向けており、全長約 150m、後円部径約 94m、同高さ約 14m の規模を有する。昭和 47 年発掘調査により、墳頂ほぼ中央に粘土で被われた長持形石棺とその外側に車輪石・鍬形石等が発見された。</p> <p>現在、前方部のほとんどを失っているが、百舌鳥古墳群中西南部最も大阪湾寄りに築造された大形の前方後円墳として重要である。</p>		
平成 26 年 3 月 18 日	百舌鳥古墳群 統合・追加指定・名称変更	文部科学省告示第 34 号
<p>百舌鳥古墳群は大阪湾を望む台地端部を中心に立地しており、東西・南北約 4 km の範囲に 4 世紀末から 6 世紀前半にかけて形成された古墳群である。古墳群の特徴は、巨大前方後円墳の仁徳天皇陵古墳を核に、大型及び中型の前方後円墳、帆立貝式古墳、墳長 20m 前後の円墳や方墳など、さまざまな形態・規模の古墳で構成されている点である。</p> <p>その中の一つ、いたすけ古墳は墳長 140m に達する前方後円墳であり、昭和 31 年 5 月に史跡指定された。墳長 106m の前方後円墳である長塚古墳と、仁徳天皇陵古墳外周に位置する墳長 65m の帆立貝式古墳である収塚古墳および直径 34m の円墳である塚廻古墳については、昭和 33 年 5 月に史跡指定された。墳長約 58m の前方後円墳である文珠塚古墳は、昭和 46 年 4 月に史跡指定され、仁徳天皇陵古墳外周に位置する墳長約 80m の帆立貝式古墳である丸保山古墳は昭和 47 年 7 月に史跡指定された。乳岡古墳は、墳長約 155m に復元される前方後円墳で、築造年代が 4 世紀に遡ると考えられ、百舌鳥古墳群の成立期を考える上で重要な古墳であることから、昭和 49 年 1 月に史跡指定された。</p> <p>今回追加指定するのは 10 基の古墳である。これらの古墳については堺市教育委員会によって発掘調査が行われてきたが、平成 18 年度からは百舌鳥古墳群の適切な保護・活用を図るための範囲確認調査が継続的に行われた。その結果、これらの古墳について墳丘規模や築造年代などが明らかとなった。</p> <p>御廟表塚古墳は百舌鳥古墳群の東寄りに位置する帆立貝式古墳で、前方部は削平を受けているが、後円部と濠の一部は保存されている。昭和 62 年以降の発掘調査により、墳長約 85m、後円部直径は約 68m、周濠を含めた総長は約 97m と推定される。墳丘は 2 段築成で、葺石と埴輪が確認されている。この円筒埴輪の年代観より 5 世紀後半の築造と推定される。</p>		

ドンチャ山古墳は古墳群の南東に位置する円墳で、昭和 57 年度に確認調査が実施され、墳丘裾等が確認されていることから、直径約 26m と推定される。出土遺物から 6 世紀前半頃の築造と考えられる。

正楽寺山古墳はドンチャ山古墳の西側に隣接している円墳で、平成 21 年に実施された発掘調査の成果から、直径 16m 前後で、周濠幅約 3.4m 以上である。墳丘は 2 段築成である。出土した須恵器から 6 世紀前半でも中ごろに近い頃の築造と考えられる。

鏡塚古墳は、仁徳天皇陵古墳の東側に位置する 5 世紀代の円墳である。平成 5 年から平成 7 年にかけて行われた発掘調査によって墳丘盛土の裾部および周濠を検出したことから直径 26m の円墳であることが判明した。また、周濠の可能性のある落ち込みも確認されている。

善右エ門山古墳は、いたすけ古墳の後円部南東側に位置する方墳である。平成 12 年と平成 15 年に行われた発掘調査では、墳丘平坦面の円筒埴輪列を確認し、それらの位置関係から一辺 28m の方墳であることが推定された。同時に、周濠をもたないことも確認された。出土した円筒埴輪と須恵器から、築造時期は 5 世紀前半である。築造時期や位置関係から、いたすけ古墳に付属する古墳と考えられる。

銭塚古墳は、いたすけ古墳の北東に位置する帆立貝式古墳で、昭和 56・57 年と平成 19 年の発掘調査の結果、墳長約 72m、後円部直径約 54m、前方部長約 44m の規模であることが判明した。明確な周濠は確認されていない。出土した埴輪より 5 世紀代の築造と推測できる。

グワシヨウ坊古墳は、古墳群の中で最大級にして独立して存在する円墳である。平成 19 年と平成 20 年に発掘調査が行われた結果、規模は東西 61m、南北 56m で、楕円形を呈することが明らかとなった。出土した円筒埴輪や形象埴輪、須恵器などから 5 世紀後半の築造と考えられる。

旗塚古墳は、グワシヨウ坊古墳の西側に隣接する帆立貝式古墳で、平成 19 年と 20 年に行われた発掘調査の成果から、墳長約 58m、後円部直径約 42m、前方部長約 25m の規模と推定される。また、後円部の南側には約 13m の幅で 3m 張り出す造り出しを有している。出土した円筒埴輪などから 5 世紀代の築造と考えられる。

寺山南山古墳は、履中天皇陵古墳の北東側に位置する方墳である。平成 11 年以降、4 回の発掘調査とともに、レーダ探査が行われている。その結果、長辺約 45m、短辺約 36m の長方形を呈することが判明した。墳丘は 2 段築成で周濠を有し、南西側では履中天皇陵古墳の周濠と共有していた可能性がある。出土した円筒埴輪と須恵器から 5 世紀初頭の築造と考えられる。

七観音古墳は、履中天皇陵古墳の北側に位置する円墳である。昭和 58 年に測量および発掘調査を実施し、その成果により、直径 32.5m の円墳であることが判明した。ただし、周濠の明瞭な痕跡が確認されていないことから、古墳築造当初から周濠が設けられなかった可能性がある。

以上のように、百舌鳥古墳群には巨大な前方後円墳だけでなく、中・小型の前方後円墳・円墳・方墳も数多く築かれており、墳丘形態や規模などにおいて格差が明瞭である。これは、当該地域に一大政治集団が存在していたことを示すと共に、有力首長と中小首長層からなる当時の政治的・社会的構造を如実に示していると考えられることから、わが国の古墳群の中でも極めて希有な事例である。また、わが国における古代国家形成期を考える上で、当時の中央政権の状況を知ることで重要な古墳群といえる。

したがって、今回これら既指定のいたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳に、御廟表塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、善右エ門山古墳、銭塚古墳、グワシヨウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳を追加指定・統合し、これらを総称して、「百舌鳥古墳群」と名称変更し、一体的に保護を図ろうとするものである。

文化庁文化財部監修『月刊文化財』第 605 号（平成 26 年 2 月）より抜粋

平成 28 年 3 月 1 日	百舌鳥古墳群 乳岡古墳 追加指定	文部科学省告示第 35 号
-----------------	---------------------	---------------

百舌鳥古墳群は、堺市内の東西・南北約 4 km の範囲に、4 世紀後半から 6 世紀前半にかけて形成された古墳群である。本古墳群は本来、100 基を超える古墳からなっていたが、現在は 44 基が往時の姿を留めている。古墳群の特徴は、列島最大の巨大前方後円墳である仁徳天皇陵古墳を頂点として、前方後円墳、帆立貝形古墳、墳丘直径あるいは一辺が 20m 前後の円墳・方墳など、様々な規模と形態の古墳で構成されたい点である。

これらの古墳については昭和 31 年、いたすけ古墳が史跡に指定され、昭和 49 年までに 7 基の古墳が史跡指定されていたが、平成 26 年にはこれらの古墳に新たに 10 基の古墳を追加指定し、統合して全体を「百舌鳥古墳群」として保護を図ることとした。

今回、追加指定しようとするのは乳岡古墳である。本古墳は、百舌鳥古墳群の南西部に位置する墳長 155m の前方後円墳である。昭和初期に前方部を失い、後円部は一部改変されながらも直径 94m の規模で残存している。ここには長持形石棺が遺存し、周辺からは鍬形石 3 個体、車輪石 18 個体、異形石製品 1 個体を確認している。本古墳は 4 世紀後半頃に築造され、百舌鳥古墳群で最も古い古墳で、古墳群成立の様相を知る上で重要であることから、昭和 47 年、後円部と前方部の一部が史跡に指定された。今回、条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

文化庁文化財部監修『月刊文化財』第 629 号（平成 28 年 2 月）より抜粋

平成 30 年 10 月 15 日	百舌鳥古墳群 御廟山古墳内濠 追加指定・名称変更	文部科学省告示第 193 号
<p>百舌鳥古墳群は、堺市内の東西・南北約 4 km の範囲に、古墳時代中期から後期（4 世紀後半から 6 世紀前半）にかけて形成された。本古墳群は本来 100 基を超える古墳からなっていたが、現在は 44 基が往時の姿をとどめている。古墳群の特徴は、列島最大の巨大前方後円墳である墳長 486m の仁徳天皇陵古墳を頂点として、前方後円墳・帆立貝形古墳および直径あるいは一辺が 20m 前後の円墳・方墳など、さまざまな規模と墳形の古墳で構成されている点である。</p> <p>これらの古墳は昭和 31 年、いたすけ古墳が史跡に指定され、昭和 49 年までに 7 基の古墳が史跡指定され、平成 26 年にはこれらの古墳に新たに 10 基の古墳を追加指定し、統合して 17 基の古墳を「百舌鳥古墳群」として保護を図ることとした。</p> <p>今回、追加指定しようとする百舌鳥古墳群の中央部に位置する御廟山古墳の内濠である。この古墳の墳丘については百舌鳥陵墓参考地として宮内庁が管理を行っており、宮内庁では将来の護岸工事に備えること、堺市教育委員会では墳丘裾部や内濠の保護措置を検討する基礎資料を得ることを目的に、平成 20 年度に同時調査を実施した。その結果、墳長約 203m、後円部直径約 113m、後円部高 18.3m、前方部最大幅約 136m の前方後円墳であり、墳丘は三段築成で、くびれ部には南側だけに、造出を設けていたことが明らかとなった。墳丘の周囲には二重の周濠を有し、外濠は幅約 16m で、濠を含めた総長は約 350m に達する。</p> <p>出土遺物には、円筒埴輪・蓋形埴輪及び動物形埴輪・家形埴輪がある。その特徴から百舌鳥古墳群では、履中天皇陵古墳（墳長 365m）、御廟山古墳、仁徳天皇陵古墳（墳長 486m）、ニサンザイ古墳（墳長 290m）の順で連続して巨大古墳が築造されたことが判明した。</p> <p>このように、御廟山古墳は百舌鳥古墳群の中で墳長約 203m という大型前方後円墳の実態を明らかにしたという点で重要である。</p> <p>今回、宮内庁によって管理されている御廟山古墳(百舌鳥陵墓参考地)墳丘の周囲にめぐらされている内濠を追加指定し、保護の万全を図るものである。</p> <p style="text-align: center;">文化庁文化財部監修『月刊文化財』第 660 号（平成 30 年 9 月）より抜粋</p>		
平成 31 年 2 月 26 日	百舌鳥古墳群 ニサンザイ古墳内濠 追加指定・名称変更	文部科学省告示第 25 号
<p>百舌鳥古墳群は、堺市内の東西約 4 km、南北約 4 km の範囲に、古墳時代中期から後期（4 世紀後半から 6 世紀前半）にかけて形成された古墳群である。</p> <p>本古墳群は本来 100 基を超える古墳からなっていたが、現在は 44 基が往時の姿を留めている。古墳群の特徴は、列島最大の巨大前方後円墳である墳頂 486m の仁徳天皇陵古墳を頂点として、前方後円墳、帆立貝形古墳並びに直径あるいは一辺が 20m 前後の円墳・方墳など、さまざまな規模と墳形の古墳から構成されている点である。</p> <p>これらの古墳は昭和 31 年、いたすけ古墳が史跡指定され、昭和 49 年までに 7 基の古墳が史跡指定された。平成 26 年にはこれら 7 基の古墳を統合し、新たに 10 基の古墳を加えて名称変更し、17 基の古墳を「百舌鳥古墳群」として保護を図ることとした。平成 30 年には御廟山古墳内濠が追加指定され、現在は 18 基の古墳が史跡指定されている。</p> <p>今回、追加指定しようとするのは百舌鳥古墳群の南東端部に位置するニサンザイ古墳の内濠である。この古墳の墳丘は東百舌鳥陵墓参考地として宮内庁が管理を行っている。宮内庁では墳丘の護岸及び法面保護を図るため、堺市教育委員会では墳丘裾部や内濠に関する基礎資料を得ることを目的に、平成 24 年度から 27 年度に発掘調査を実施した。そのうち平成 24 年度の調査は宮内庁と堺市教育委員会による同時調査である。その結果、墳長 300.3m、後円部直径 168.6m、後円部高 24.6m、前方部最大幅 246.4m、前方部高 25.9m の前方後円墳であり、墳丘は三段築成で、両側のくびれ部に造出を設けていたことが明らかとなった。墳丘の周囲には二重の周濠を有し、総長は約 480m に達する。なお、これまで遺構としては確認されないものの、外濠の外側に面的な高まりが確認されており、外堤が存在する可能性が指摘されている。墳丘第一段斜面には葺石がほとんど葺かれていないか、葺かれていても極めてまばらであったとみられる。</p> <p>内濠の後円部主軸線上では幅 12m、長さ 55m に及ぶ範囲で 7 列 35 基の柱穴が検出されている。柱穴は大きいもので一辺 0.9m、深さ 1m 前後で、掘方は方形に近い。これらの柱穴は内濠を横断していることから木橋遺構に伴うものと考えられる。ほとんどの柱穴で柱が抜き取られていることから、古墳築造の最終段階か築造直後に架けられ短期間で撤去されたものと考えられる。</p> <p>出土遺物には円筒埴輪、朝顔形埴輪、蓋形埴輪、翳形埴輪、須恵器、木製蓋立ち飾り、笠形木製品、翳形木製品がある。その特徴から五世紀後半の築造と考えられる。</p> <p>これらの調査成果を受けて、堺市では平成 28 年にニサンザイ古墳周濠を堺市指定史跡として指定し、保護を図っている。</p> <p>このように、ニサンザイ古墳の調査は百舌鳥古墳群の中で墳長 300m という大型前方後円墳の実態を明らかにしたという点で重要である。今回、宮内庁によって東百舌鳥陵墓参考地として管理されているニサンザイ古墳墳丘の周囲に巡らされている内濠を追加指定し、保護の万全を図るものである。</p> <p style="text-align: center;">文化庁文化財部監修『月刊文化財』第 665 号（平成 31 年 2 月）より抜粋</p>		

①いたすけ古墳 指定説明文とその範囲

種 別 : 史跡 (古墳)
 名 称 : いたすけ古墳
 所 在 地 : 堺市北区百舌鳥本町 3 丁 340, 339 - 1, 339 - 2, 338
 管 理 団 体 : 堺市 (昭和 31 年 8 月 9 日)

指定説明

《昭和 31 年指定時》

字板鶴と称せられる地に有する。前方部を西に面して営まれた前方後円墳で主軸の長さ約 140m を有する宏壯な墳丘をなしている。封土は三段に築成され、くびれ部の南側には造り出しが残存し、周囲に堀がめぐらされている。仁徳天皇陵、履中天皇陵を中心とする百舌鳥古墳群の中においても主要な地位を占めるものであり、保存の状態もきわめて良好であり、わが国の古墳文化を考える上に価値深いものがある。

《昭和 37 年『大阪府の文化財』》

国鉄阪和線を中心にして西の履中天皇陵と相対し、百舌鳥駅と上野芝駅との中間、線路東側に位置している。この地は洪積層の丘阜性台地の一部で、古典に河内石津原また百舌鳥耳原としてみえるところである。

古墳は主軸を東西にして、西面して営まれ、くびれ部には造出しがある。東西の長さ約一〇〇米、幅約五〇米、高一〇米強を測る。その墳丘は三段築成になるもので、それが水を湛えた外濠で取囲まれているが、この濠は所在地たる高田町部落の灌漑用水地となっている。現在における墳丘の林相は数種の松とくさぎなどの雑木のほかに竹藪となっている。古老の話ではかつては老松が繁茂していたが、五位鷲のために枯死したので、所有者が竹を植えて今日のように茂ってきたものであるという。墳丘には円筒埴輪の圍繞がみられ、形象埴輪の樹立もあって、その後円部頂上から兜形埴輪の発見せられたことがあった。

世界第一の大墳墓たる仁徳天皇陵を含む百舌鳥古墳群を構成する主要な一墳であり、履中天皇陵の前方にあった大塚山古墳をはじめ附近にあった多くの古墳が取壊された今日、民有として、最大の古墳たる点において、またこの古墳を含む百舌鳥古墳群が古代史の最盛期を、文献を外にして如実に物語っているものとして、古市古墳群と相並んで日本における随一のものである。

《平成 26 年『月刊文化財』第 605 号》

いたすけ古墳は墳長 140m に達する前方後円墳であり、昭和 31 年 5 月に史跡指定された。

指 定 面 積 : 24,183 m²



①いたすけ古墳 史跡指定範囲

②^{ながつか}長塚古墳 指定説明文とその範囲

種 別 : 史跡 (古墳)
 名 称 : 長塚古墳
 所 在 地 : 堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁 260 - 1~260 - 5

指定説明

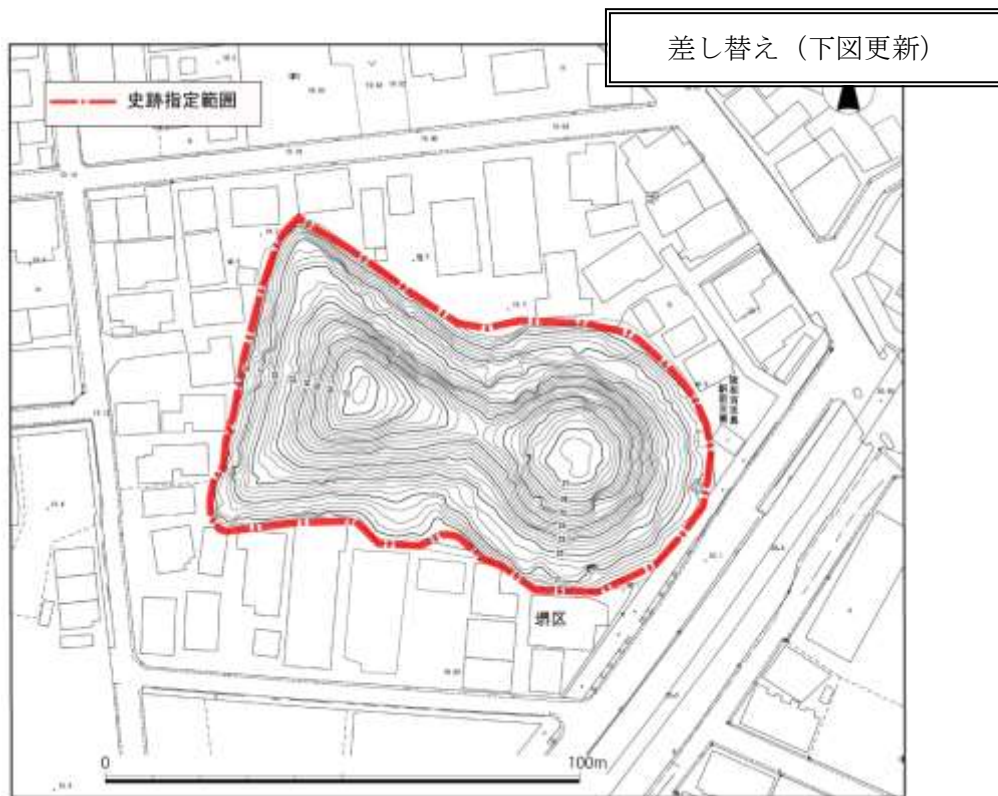
《昭和 33 年指定時》

仁徳天皇陵の東南に近接して存在する。前方部をほぼ西に面する前方後円墳で、主軸の長さ約 100m を有し、まわりに堀の跡をとどめる。ほぼ旧規を存しており、百舌鳥古墳群の一として重要である。

《平成 26 年『月刊文化財』第 605 号》

墳長 106m の前方後円墳である長塚古墳と、仁徳天皇陵古墳外周に位置する墳長 65m の帆立貝式古墳である収塚古墳及び直径 34m の円墳である塚廻古墳については、昭和 33 年 5 月に史跡指定された。

指 定 面 積 : 5,099.62 m²



②長塚古墳 史跡指定範囲

③ ^{おさめづか}収塚古墳 指定説明文とその範囲

種 別 : 史跡 (古墳)
 名 称 : 収塚古墳
 所 在 地 : 堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁 149

指定説明

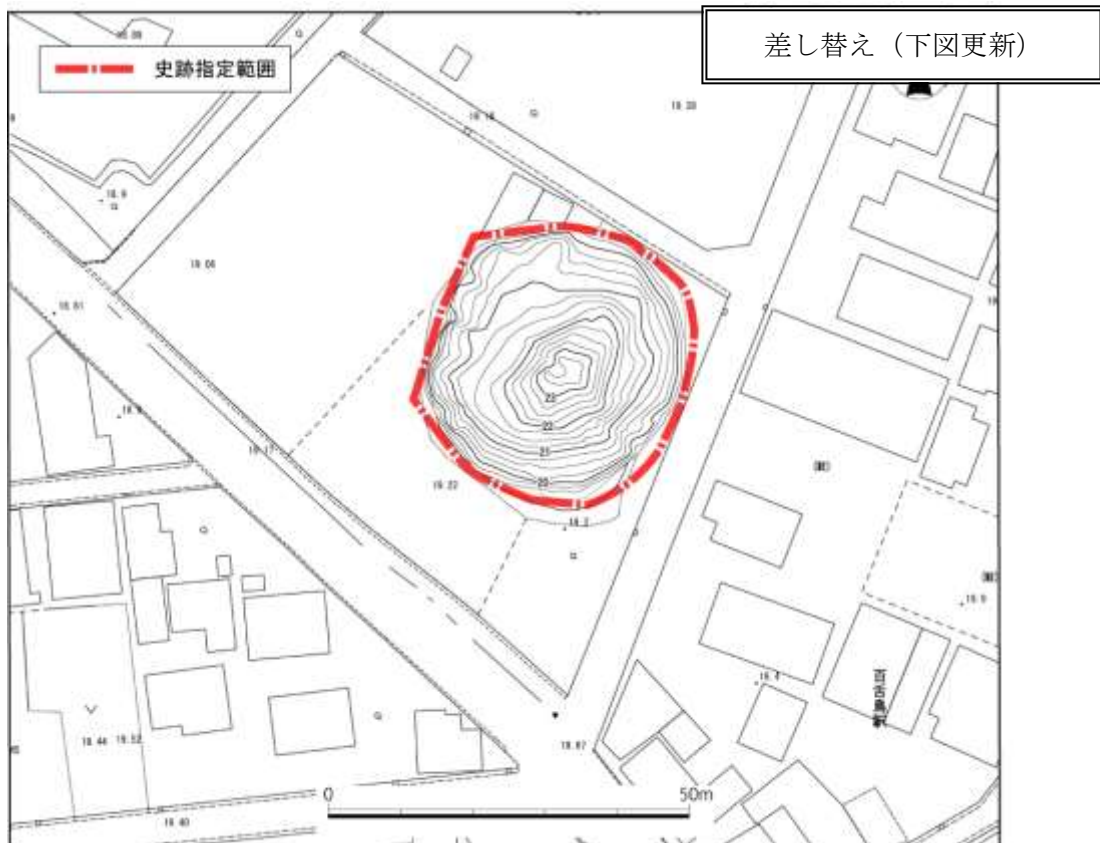
《昭和 33 年指定時》

仁徳天皇陵の東南に近接して存する。基底径約 40m、高さ約 4.5m の円墳をなし、北がわに堀の痕跡をとどめている。墳丘は低平でやや旧規を損なうも百舌鳥古墳群の一として重要である。

《平成 26 年『月刊文化財』第 605 号》

墳長 106m の前方後円墳である長塚古墳と、仁徳天皇陵古墳外周に位置する墳長 65m の帆立貝式古墳である収塚古墳及び直径 34m の円墳である塚廻古墳については、昭和 33 年 5 月に史跡指定された。

指 定 面 積 : 743 m²



③収塚古墳 史跡指定範囲

④塚廻古墳 ^{つかまわり} 指定説明文とその範囲

種 別 : 史跡 (古墳)
 名 称 : 塚廻古墳
 所 在 地 : 堺市堺区百舌鳥夕雲町 1 丁 27

指定説明

《昭和 33 年指定時》

仁徳天皇陵の東方に近接して存する。基底径約 30m、高さ約 9.5m の円墳をなし、周囲に円筒埴輪列がめぐらされている。明治 45 年 6 月坪井正五郎博士、柴田常恵氏等によって発掘され封土深く剝抜いた丸木船状の木材施設があることがたしかめられ、鏡、刀、劍、勾玉、管玉、棗玉、丸玉、小玉等が発見された。

百舌鳥古墳群の一として重要な存在をなすものである。

《平成 26 年『月刊文化財』第 605 号》

墳長 106m の前方後円墳である長塚古墳と、仁徳天皇陵古墳外周に位置する墳長 65m の帆立貝式古墳である収塚古墳及び直径 34m の円墳である塚廻古墳については、昭和 33 年 5 月に史跡指定された。

指 定 面 積 : 704 m²



④塚廻古墳 史跡指定範囲

⑤ ^{もんじゅづか}文珠塚古墳 指定説明文とその範囲

種 別 : 史跡 (古墳)
 名 称 : 文珠塚古墳
 所 在 地 : 堺市西区上野芝向ヶ丘町 1 丁 772 - 3

指定説明

《昭和 46 年指定時》

国鉄阪和線の上野芝駅の南方にあり、履中天皇陵の位置する台地の南方、石津川の支流を隔てた丘陵上に位置する前方後円墳である。墳丘の全長は約 70m、前方部は幅約 35m、高さ約 5m、後円部は直径約 35m、高さ約 6m であるが、墳丘上に葺石、埴輪は認められず、内部主体、周濠などについては明らかにされていない。

この古墳は、丘陵の最高所に位置しているなどの占地条件からして、この百舌鳥野南古墳群の中での主墳として位置づけられる性格をもつものと考えられる。

現在、すでに古墳群としての形態は失われているが、和泉地方における数少ない群集墳の主墳と目される古墳であり、学術上価値の高いものである。

《平成 26 年『月刊文化財』第 605 号》

墳長約 58m の前方後円墳である文珠塚古墳は、昭和 46 年 4 月に史跡指定され、仁徳天皇陵古墳外周に位置する墳長約 80m の帆立貝式古墳である丸保山古墳は昭和 47 年 7 月に史跡指定された。

指 定 面 積 : 1,651 m²



⑤文珠塚古墳 史跡指定範囲

まるほやま
⑥丸保山古墳 指定説明文とその範囲

種 別 : 史跡 (古墳)
 名 称 : 丸保山古墳
 所 在 地 : 堺市堺区北丸保園 30, 31 - 1, 32

指定説明

〈昭和 47 年指定時〉

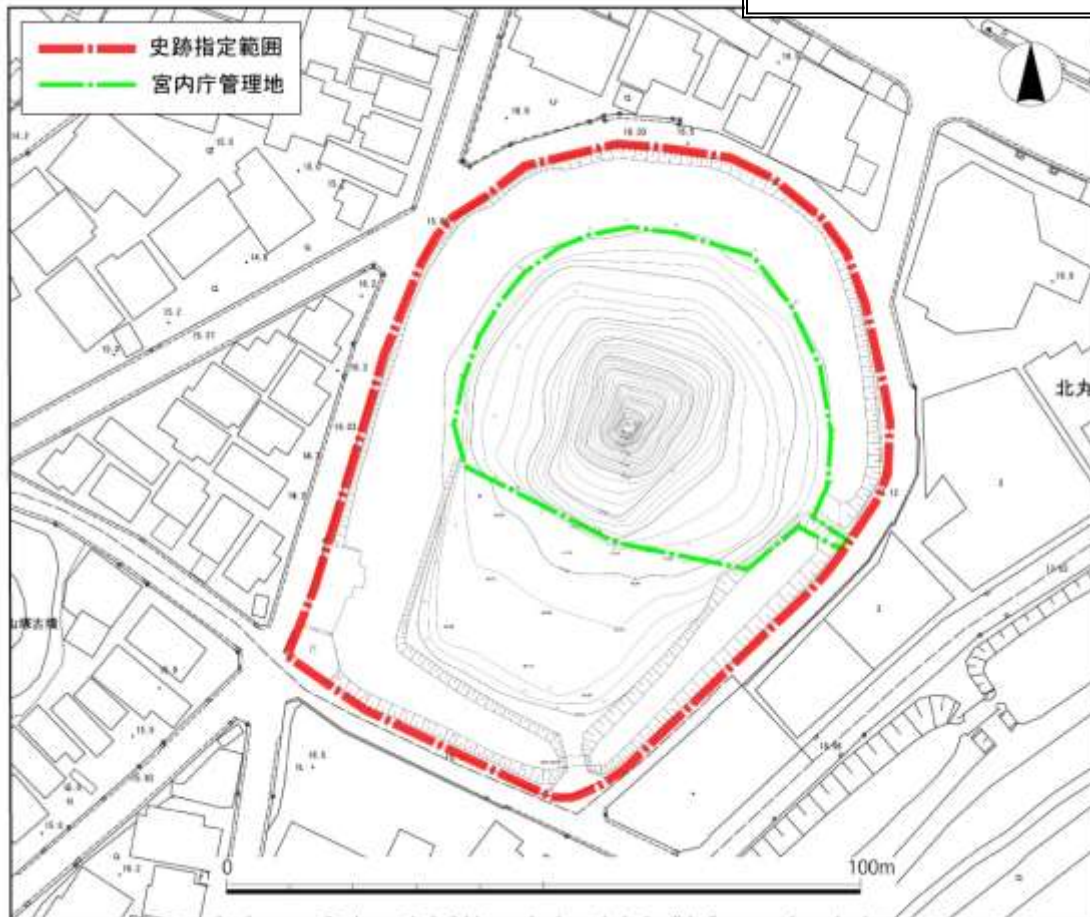
仁徳天皇陵の西北、御陵の外堤の西約 30m にある全長 80m、後円部径 60m、前方部幅 50m の前方後円墳で、幅約 10m の外濠をめぐらしている。前方部は早くから削平されていたが、その旧規はよく遺されている。

〈平成 26 年『月刊文化財』第 605 号〉

墳長約 58m の前方後円墳である文珠塚古墳は、昭和 46 年 4 月に史跡指定され、仁徳天皇陵古墳外周に位置する墳長約 80m の帆立貝式古墳である丸保山古墳は昭和 47 年 7 月に史跡指定された。

指 定 面 積 : 6,917.85 m²

差し替え (下図更新)



⑥丸保山古墳 史跡指定範囲

⑦^{ちのおか}乳岡古墳 指定説明文とその範囲

種 別 : 史跡 (古墳)
 名 称 : 乳岡古墳
 所 在 地 : 堺市堺区石津町 2 丁 620 - 1, 620 - 2, 620 - 34~620 - 39,
 609 - 10, 634, 609-26~28

指定説明

《昭和 49 年指定時》

わが国最大の古墳群である百舌鳥古墳群の最も西南に位置する大形の前方後円墳である。墳丘は前方部を西南に向けており、全長約 150m、後円部径約 94m、同高さ約 14m の規模を有する。昭和 47 年発掘調査により、墳頂ほぼ中央に粘土で被われた長持形石棺とその外側に車輪石・鍬形石等が発見された。現在、前方部のほとんどを失っているが、百舌鳥古墳群中西南部最も大阪湾寄りに築造された大形の前方後円墳として重要である。

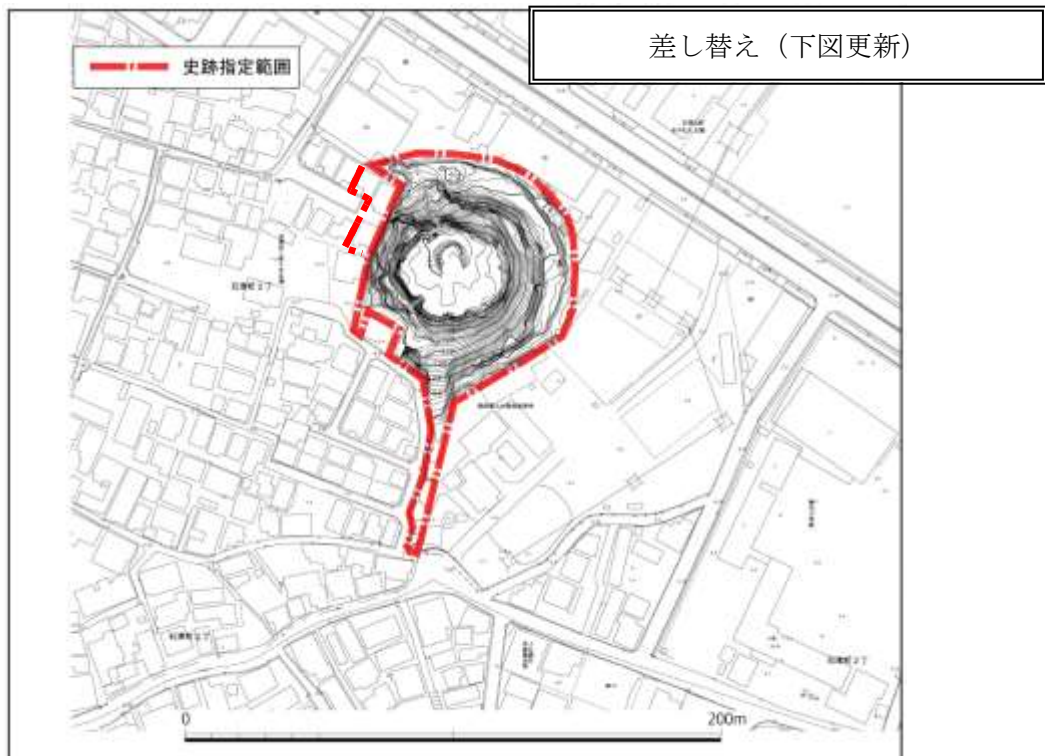
《平成 26 年『月刊文化財』第 605 号》

乳岡古墳は、墳長約 155m に復元される前方後円墳で、築造年代が 4 世紀に遡ると考えられ、百舌鳥古墳群の成立期を考える上で重要な古墳であることから、昭和 49 年 1 月に史跡指定された。

《平成 28 年『月刊文化財』第 629 号》

今回、追加指定しようとするのは乳岡古墳である。本古墳は、百舌鳥古墳群の南西部に位置する墳長 155m の前方後円墳である。昭和初期に前方部を失い、後円部は一部改変されながらも直径 94m の規模で残存している。ここには長持形石棺が遺存し、周辺からは鍬形石 3 個体、車輪石 18 個体、異形石製品 1 個体を確認している。本古墳は 4 世紀後半頃に築造され、百舌鳥古墳群で最も古い古墳で、古墳群成立の様相を知る上で重要であることから、昭和 47 年、後円部と前方部の一部が史跡に指定された。今回、条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

指 定 面 積 : 5,529.25 m² + 358.74 m² = 68,585.34 m²



⑦乳岡古墳 史跡指定範囲

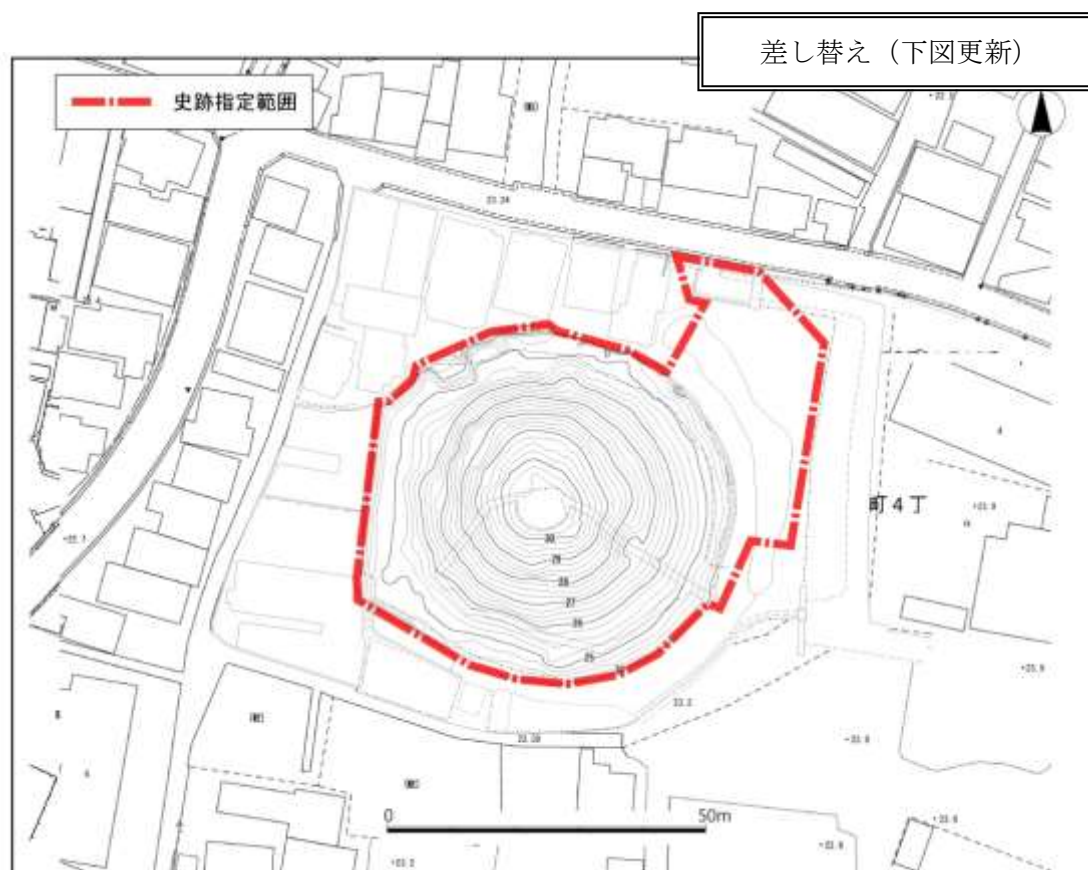
⑧^{ごびょうおもてづか}御廟表塚古墳 指定説明文とその範囲

種 別 : 史跡 (古墳)
 名 称 : 百舌鳥古墳群 御廟表塚古墳
 所 在 地 : 堺市北区中百舌鳥町 4 丁 536-6, 543-1 の各一部, 546
 指定説明 :

〈平成 26 年『月刊文化財』第 605 号〉

御廟表塚古墳は百舌鳥古墳群の東寄りに位置する帆立貝式古墳で、前方部は削平を受けているが、後円部と濠の一部は保存されている。昭和 62 年以降の発掘調査により、墳長約 85m、後円部直径は約 68m、周濠を含めた総長は約 97m と推定される。墳丘は 2 段築成で、葺石と埴輪が確認されている。この円筒埴輪の年代観より 5 世紀後半の築造と推定される。

指 定 面 積 : 3,269.26 m²



⑧御廟表塚古墳 史跡指定範囲

⑨ ドンチャ山古墳 指定説明文とその範囲

種 別 : 史跡（古墳）
 名 称 : 百舌鳥古墳群 ドンチャ山古墳
 所 在 地 : 堺市北区百舌鳥陵南町 3 丁 294
 指定説明 :

《平成 26 年『月刊文化財』第 605 号》

ドンチャ山古墳は古墳群の南東に位置する円墳で、昭和 57 年度に確認調査が実施され、墳丘裾等が確認されていることから、直径約 26m と推定される。出土遺物から 6 世紀前半頃の築造と考えられる。

指 定 面 積 : 578.07 m²



⑨ ドンチャ山古墳 史跡指定範囲

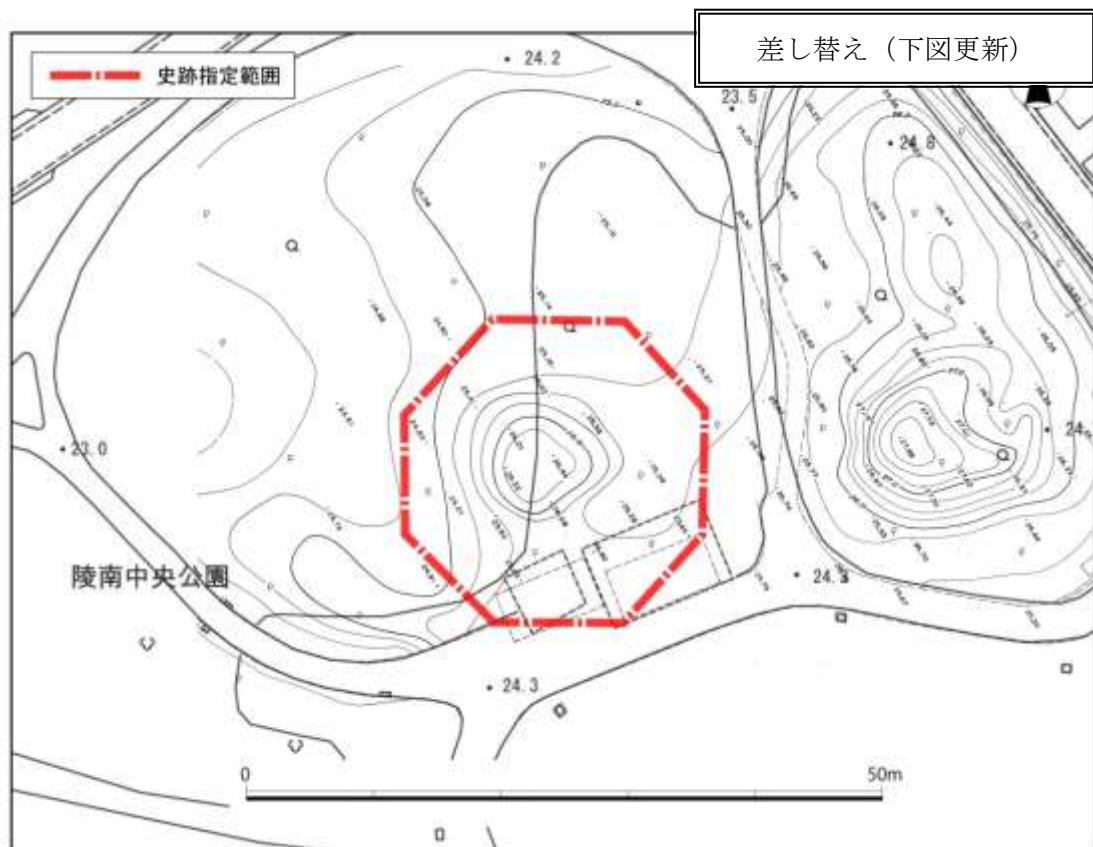
⑩^{しょうらくじやま}正楽寺山古墳 指定説明文とその範囲

種 別 : 史跡（古墳）
 名 称 : 百舌鳥古墳群 正楽寺山古墳
 所 在 地 : 堺市北区百舌鳥陵南町 3 丁 294
 指定説明 :

《平成 26 年『月刊文化財』第 605 号》

正楽寺山古墳はドンチャ山古墳の西側に隣接している円墳で、平成 21 年に実施された発掘調査の成果から、直径 16m 前後で、周濠幅約 3.4m 以上である。墳丘は 2 段築成である。出土した須恵器から 6 世紀前半でも中頃に近いころの築造と考えられる。

指 定 面 積 : 459.17 m²



⑩正楽寺山古墳 史跡指定範囲

⑪ ^{かがみづか}鏡塚古墳 指定説明文とその範囲

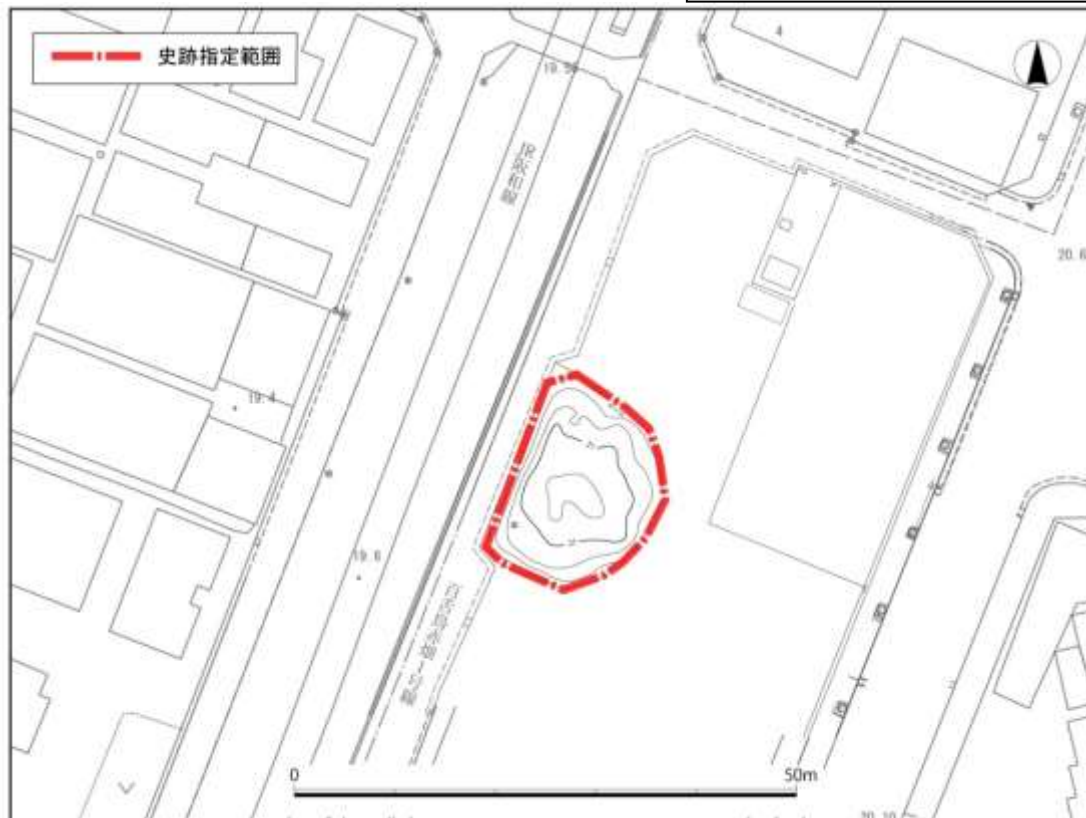
種 別 : 史跡（古墳）
 名 称 : 百舌鳥古墳群 鏡塚古墳
 所 在 地 : 堺市北区百舌鳥赤畑町 2 丁 90-1 , 90-2, 91-1, 91-5
 指定説明 :

《平成 26 年『月刊文化財』第 605 号》

鏡塚古墳は、仁徳天皇陵古墳の東側に位置する 5 世紀代の円墳である。平成 5 年から平成 7 年にかけて行われた発掘調査によって墳丘盛土の裾部および周濠を検出したことから直径 26m の円墳であることが判明した。また、周濠の可能性のある落ち込みも確認されている。

指 定 面 積 : 251.36 m²

差し替え（下図更新）



⑪鏡塚古墳 史跡指定範囲

⑫善右エ門山古墳 指定説明文とその範囲

種 別 : 史跡 (古墳)
 名 称 : 百舌鳥古墳群 善右エ門山古墳
 所 在 地 : 堺市北区百舌鳥本町 3 丁 424-1, 430-1, 430-2
 指定説明 :

《平成 26 年『月刊文化財』第 605 号》

善右エ門山古墳は、いたすけ古墳の後円部南東側に位置する方墳である。平成 12 年と平成 15 年に行われた発掘調査では、墳丘平坦面の円筒埴輪列を確認し、それらの位置関係から一辺 28m の方墳であることが推定された。同時に、周濠をもたないことも確認された。出土した円筒埴輪と須恵器から、築造時期は 5 世紀前半である。築造時期や位置関係から、いたすけ古墳に付属する古墳と考えられる。

指 定 面 積 : 967.09 m²



⑫善右エ門山古墳 史跡指定範囲

⑬^{びにづか} 銭塚古墳 指定説明文とその範囲

種 別 : 史跡 (古墳)
 名 称 : 百舌鳥古墳群 銭塚古墳
 所 在 地 : 堺市堺区東上野芝町 1 丁 71-1
 指定説明 :

《平成 26 年『月刊文化財』第 605 号》

銭塚古墳は、いたすけ古墳の北東に位置する帆立貝式古墳で、昭和 56・57 年と平成 19 年の発掘調査の結果、墳長約 72m、後円部直径約 54m、前方部長約 44m の規模であることが判明した。明確な周濠は確認されていない。出土した埴輪より 5 世紀代の築造と推測できる。

指 定 面 積 : 3031.51 m²



⑬ 銭塚古墳 史跡指定範囲

⑭グワシヨウ坊古墳 指定説明文とその範囲

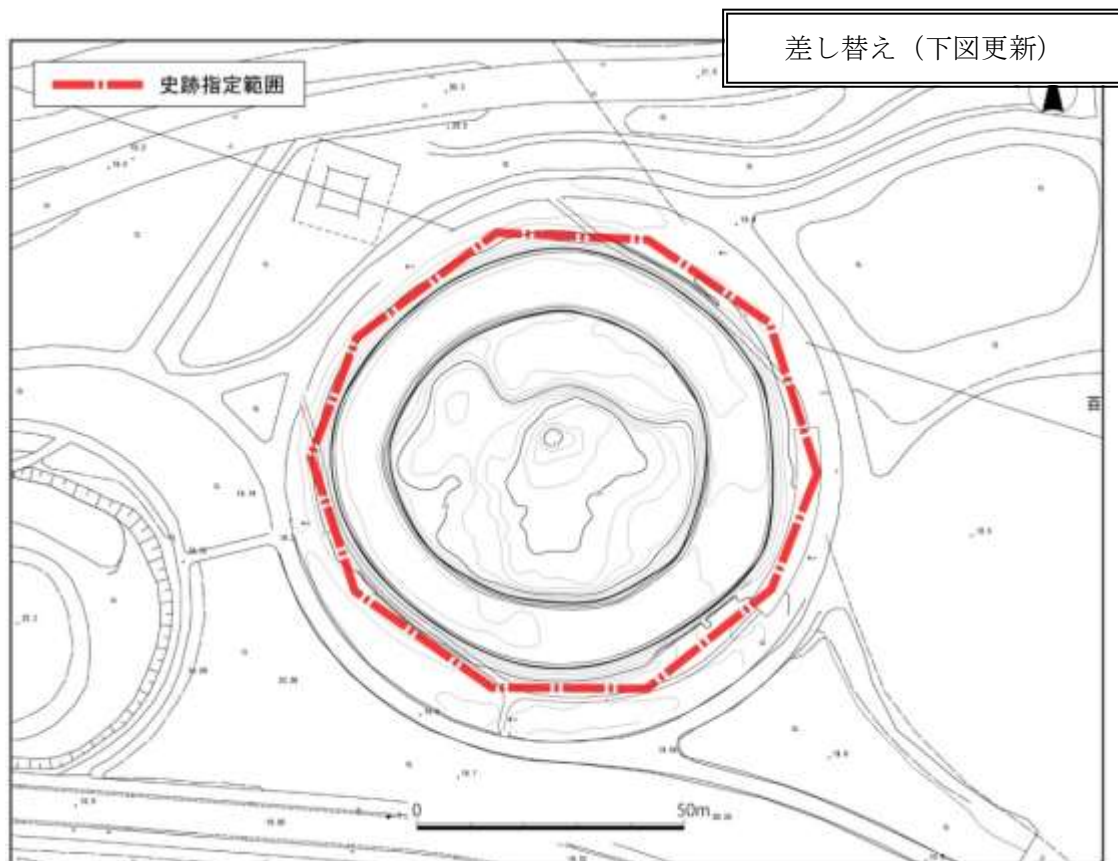
種 別 : 史跡 (古墳)
 名 称 : 百舌鳥古墳群 グワシヨウ坊古墳
 所 在 地 : 堺市堺区百舌鳥夕雲町 3 丁 508, 510, 511, 512-1, 522, 537,
 538, 539, 540, 541, 543, 544, 545, 546, 603 (ほか里道・水路)

指定説明 :

《平成 26 年『月刊文化財』第 605 号》

グワシヨウ坊古墳は、古墳群の中で最大級にして独立して存在する円墳である。平成 19 年と平成 20 年に発掘調査が行われた結果、規模は東西 61m、南北 56m で、楕円形を呈することが明らかとなった。出土した円筒埴輪や形象埴輪、須恵器などから 5 世紀後半の築造と考えられる。

指 定 面 積 : 6,049.07 m²



⑭グワシヨウ坊古墳 史跡指定範囲

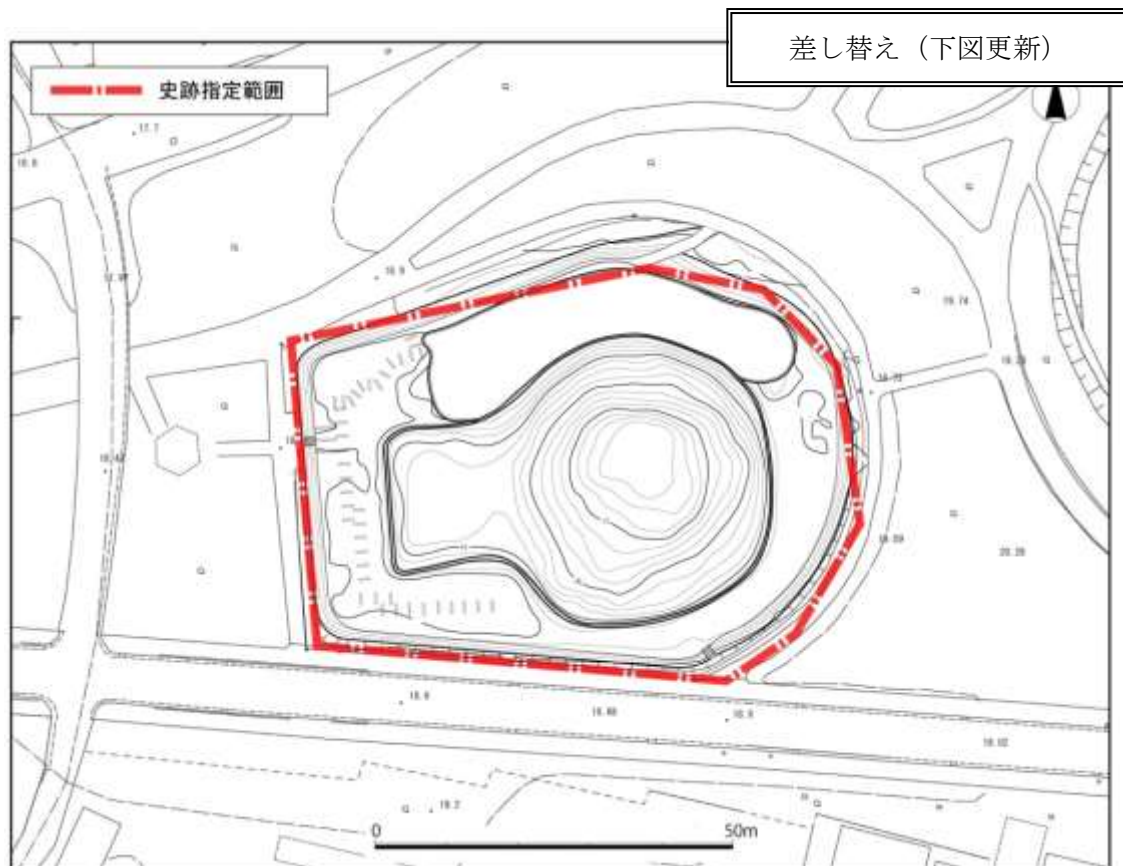
⑮^{はたづか}旗塚古墳 指定説明文とその範囲

種 別 : 史跡 (古墳)
 名 称 : 百舌鳥古墳群 旗塚古墳
 所 在 地 : 堺市堺区百舌鳥夕雲町 3 丁 530, 526-1, 528, 529, 531
 指定説明 :

〈平成 26 年『月刊文化財』第 605 号〉

旗塚古墳は、グワシヨウ坊古墳の西側に隣接する帆立貝式古墳で、平成 19 年と 20 年に行われた発掘調査の成果から、墳長約 58m、後円部直径約 42m、前方部長約 25m の規模と推定される。また、後円部の南側には約 13m の幅で 3 m 張り出す造り出しを有している。出土した円筒埴輪などから 5 世紀代の築造と考えられる。

指 定 面 積 : 3,759.14 m²



⑮旗塚古墳 史跡指定範囲

てらやまのみみやま
⑩寺山南山古墳 **指定説明文とその範囲**

種 別 : 史跡（古墳）
 名 称 : 百舌鳥古墳群 寺山南山古墳
 所 在 地 : 堺市西区上野芝町 1 丁 314-1 , 309-1, 318-1, 338-4(ほか水路)
 指定説明 :

《平成 26 年『月刊文化財』第 605 号》

寺山南山古墳は、履中天皇陵古墳の北東側に位置する方墳である。平成 11 年以降、4 回の発掘調査とともに、レーダ探査が行われている。その結果、長辺約 45m、短辺約 36m の長方形を呈することが判明した。墳丘は 2 段築成で周濠を有し、南西側では履中天皇陵古墳の周濠と共有していた可能性がある。出土した円筒埴輪と須恵器から 5 世紀初頭の築造と考えられる。

指 定 面 積 : 4,154.75 m²



⑩寺山南山古墳 史跡指定範囲

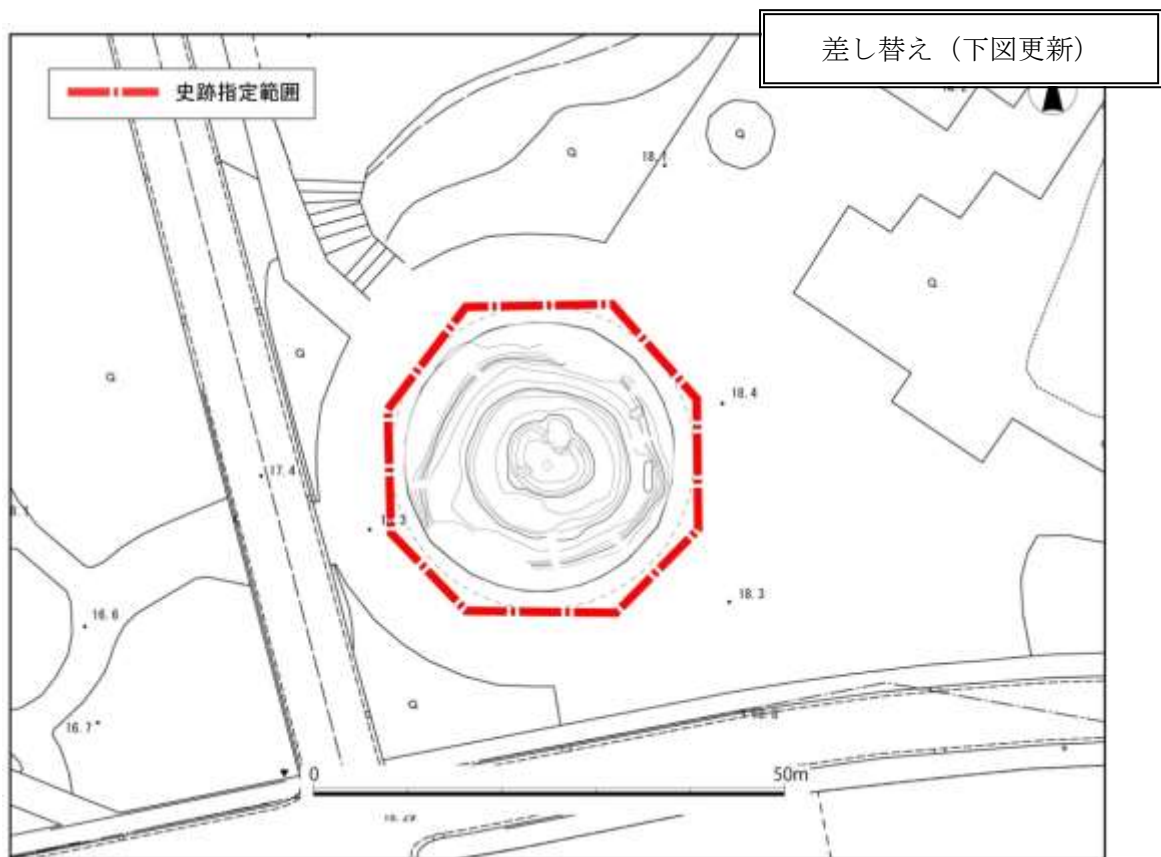
⑰七しちかんのん観音古墳 指定説明文とその範囲

種 別 : 史跡（古墳）
 名 称 : 百舌鳥古墳群 七観音古墳
 所 在 地 : 堺市堺区旭ヶ丘北町 5 丁 226, 220-4, 220-5
 指定説明 :

《平成 26 年『月刊文化財』第 605 号》

七観音古墳は、履中天皇陵古墳の北側に位置する円墳である。昭和 58 年に測量及び発掘調査を実施し、その成果により、直径 32.5m の円墳であることが判明した。ただし、周濠の明瞭な痕跡が確認されていないことから、古墳築造当初から周濠が設けられなかった可能性がある。

指 定 面 積 : 879.46 m²



⑰七観音古墳 史跡指定範囲

⑱ ごびょうやまこふんないごう 御廟山古墳内濠 指定説明文とその範囲

種 別	：	史跡（古墳）
名 称	：	百舌鳥古墳群 御廟山古墳内濠
所 在 地	：	堺市北区百舌鳥本町一丁 20 番 1 外 1 筆
指定説明	：	

《平成 30 年『月刊文化財』第 660 号》

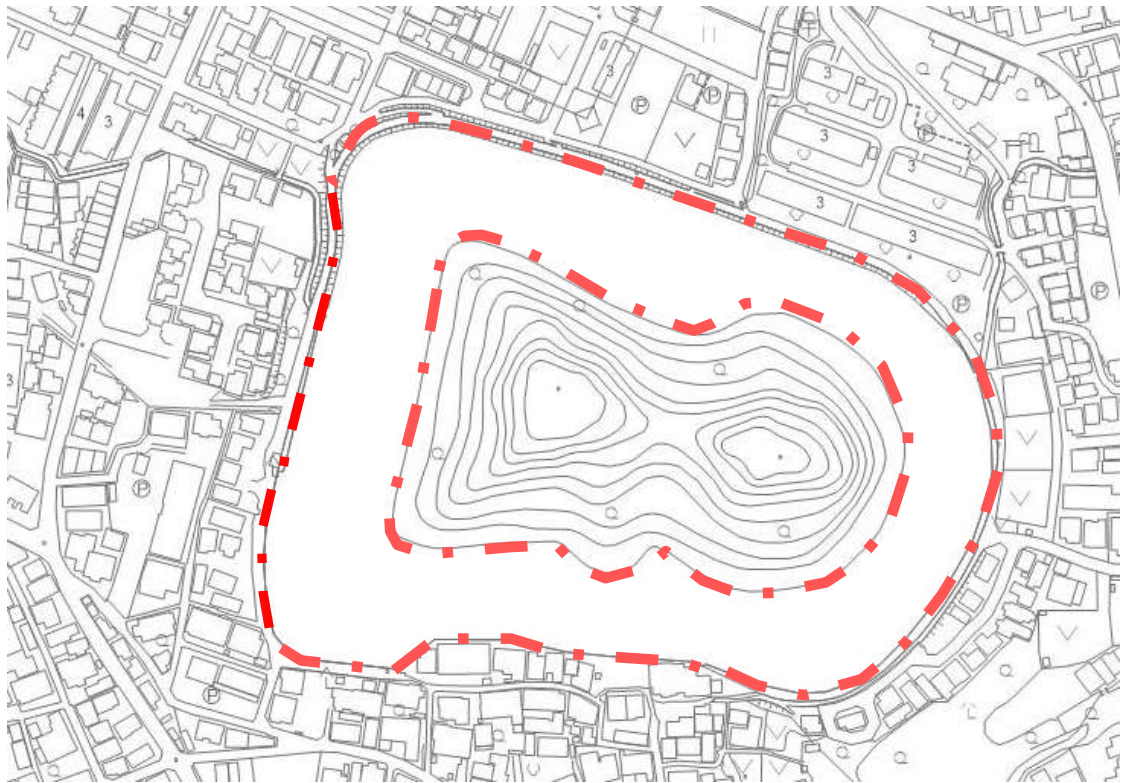
今回、追加指定しようとする百舌鳥古墳群の中央部に位置する御廟山古墳の内濠である。この古墳の墳丘については百舌鳥陵墓参考地として宮内庁が管理を行っており、宮内庁では将来の護岸工事に備えること、堺市教育委員会では墳丘裾部や内濠の保護措置を検討する基礎資料を得ることを目的に、平成 20 年度に同時調査を実施した。その結果、墳長約 203m、後円部直径約 113m、後円部高 18.3m、前方部最大幅約 136m の前方後円墳であり、墳丘は三段築成で、くびれ部には南側だけに、造出を設けていたことが明らかとなった。墳丘の周囲には二重の周濠を有し、外濠は幅約 16m で、濠を含めた総長は約 350m に達する。

出土遺物には、円筒埴輪・蓋形埴輪及び動物形埴輪・家形埴輪がある。その特徴から百舌鳥古墳群では、履中天皇陵古墳（墳長 365m）、御廟山古墳、仁徳天皇陵古墳（墳長 486m）、ニサンザイ古墳（墳長 290m）の順で連続して巨大古墳が築造されたことが判明した。

このように、御廟山古墳は百舌鳥古墳群の中で墳長約 203m という大型前方後円墳の実態を明らかにしたという点で重要である。

今回、宮内庁によって管理されている御廟山古墳(百舌鳥陵墓参考地)墳丘の周囲にめぐらされている内濠を追加指定し、保護の万全を図るものである。

指 定 面 積 ： 34,866.30 m²



⑱ 御廟山古墳内濠 史跡指定範囲

⑱ニサンザイ古墳内濠 ^{こふんないごう} 指定説明文とその範囲

種 別	：	史跡（古墳）
名 称	：	百舌鳥古墳群 ニサンザイ古墳内濠
所 在 地	：	堺市北区百舌鳥西之町三丁 4 2 0 番 1 の一部外 1 筆
指定説明	：	

《平成 31 年『月刊文化財』第 665 号》

今回、追加指定しようとするのは百舌鳥古墳群の南東端部に位置するニサンザイ古墳の内濠である。この古墳の墳丘は東百舌鳥陵墓参考地として宮内庁が管理を行っている。宮内庁では墳丘の護岸及び法面保護を図るため、堺市教育委員会では墳丘裾部や内濠に関する基礎資料を得ることを目的に、平成 24 年度から 27 年度に発掘調査を実施した。そのうち平成 24 年度の調査は宮内庁と堺市教育委員会による同時調査である。その結果、墳長 300.3m、後円部直径 168.6m、後円部高 24.6m、前方部最大幅 246.4m、前方部高 25.9m の前方後円墳であり、墳丘は三段築成で、両側のくびれ部に造出を設けていたことが明らかとなった。墳丘の周囲には二重の周濠を有し、総長は約 480m に達する。なお、これまで遺構としては確認されいないものの、外濠の外側に面的な高まりが確認されており、外堤が存在する可能性が指摘されている。墳丘第一段斜面には葺石がほとんど葺かれていないか、葺かれていても極めてまばらであったとみられる。

内濠の後円部主軸線上では幅 12m、長さ 55m に及ぶ範囲で 7 列 35 基の柱穴が検出されている。柱穴は大きいもので一辺 0.9m、深さ 1m 前後で、掘方は方形に近い。これらの柱穴は内濠を横断していることから木橋遺構に伴うものと考えられる。ほとんどの柱穴で柱が抜き取られていることから、古墳築造の最終段階か築造直後に架けられ短期間で撤去されたものと考えられる。

出土遺物には円筒埴輪、朝顔形埴輪、蓋形埴輪、翳形埴輪、須恵器、木製蓋立ち飾り、笠形木製品、翳形木製品がある。その特徴から五世紀後半の築造と考えられる。

これらの調査成果を受けて、堺市では平成 28 年にニサンザイ古墳周濠を堺市指定史跡として指定し、保護を図っている。

このように、ニサンザイ古墳の調査は百舌鳥古墳群の中で墳長 300m という大型前方後円墳の実態を明らかにしたという点で重要である。今回、宮内庁によって東百舌鳥陵墓参考地として管理されているニサンザイ古墳墳丘の周囲に巡らされている内濠を追加指定し、保護の万全を図るものである。

指 定 面 積 ： 61,349.29 m²



⑱ニサンザイ古墳内濠 史跡指定範囲